

阿南市障害者基本計画

〈令和3(2021)年度～令和8(2026)年度〉

令和3年3月

阿南市

はじめに



阿南市では、平成 27 年 3 月に「阿南市障害者基本計画」を策定し、「障がいのある人もない人も みんながいきいきと輝く共生のまち」という基本理念のもと、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら、いきいきと共生する社会づくりをめざして、児童・高齢者福祉をはじめ行政各分野における緊密な連携のもとに、総合的・計画的な施策を推進してまいりました。

「阿南市障害者基本計画」の策定から 6 年が経過する中、国においては、平成 30 年 3 月に「障害者基本計画（第 4 次）」を策定、平成 30 年 4 月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」を改正するなど、障がい者や障がい児にかかわる福祉制度は大きく見直されています。

こうした障がいのある人を取り巻く環境の変化や地域の課題・ニーズに対応していくため、新しく「阿南市障害者基本計画」を策定し、「地域共生社会の推進」「地域生活環境の充実」「障がいのある人の自立支援」の 3 つの基本方針のもと、障がいの有無にかかわらず支え合い尊重し合う社会の実現に向けて、各種施策の推進に全力で取り組んでまいり所存でございます。

結びになりますが、本計画の策定にあたり、貴重な御意見、御提言を賜りました阿南市障害者計画等策定委員会の委員の皆様、アンケート調査やパブリックコメントに御協力いただきました市民の皆様、ヒアリング等に御協力いただいた福祉関係事業所・団体の皆様、関係者の皆様に厚くお礼申し上げますとともに、本計画推進のため、より一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和 3 年 3 月

阿南市長 表原 立磨

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の性格と役割	2
3 計画の期間	3
第2章 障がいのある人を取り巻く現状	4
1 阿南市の現状	4
2 障がいのある人の現状	6
3 障がいのある人に関する調査について	12
4 今後の施策推進に向けた課題	27
第3章 障がい者施策の展開	30
1 基本理念と基本方針	30
2 施策体系	31
3 障がい者施策の展開	32
第4章 計画の推進	55
1 推進体制	55
2 進捗状況の管理及び評価	55
資料編	56
1 阿南市障害者計画等策定委員会設置条例	57
2 阿南市障害者計画等策定委員会委員名簿	59

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

阿南市では、平成27(2015)年に「阿南市障害者基本計画」を策定し、平成30(2018)年には「第5期阿南市障害福祉計画・第1期阿南市障害児福祉計画」を策定し、障がい者の福祉に関する施策を総合的かつ計画的に推進しています。

国においては、障がいのある人が地域社会で日常生活や社会生活での営みを支援する「障害者総合支援法」が平成30(2018)年に改正されて、必要な支援が強化され、同年策定された「障害者基本計画(第4次計画平成30(2018)年度～平成34(2022)年度)」では、障がい者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう成果目標が明確に示されています。

本市の「阿南市障害者基本計画」の計画期間が令和2年度に終了することから、これまでの本市における取組の進展等を踏まえ、すべての人が「相互の人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」という「障害者基本法」の理念を基盤に、新しく「阿南市障害者基本計画」を策定します。

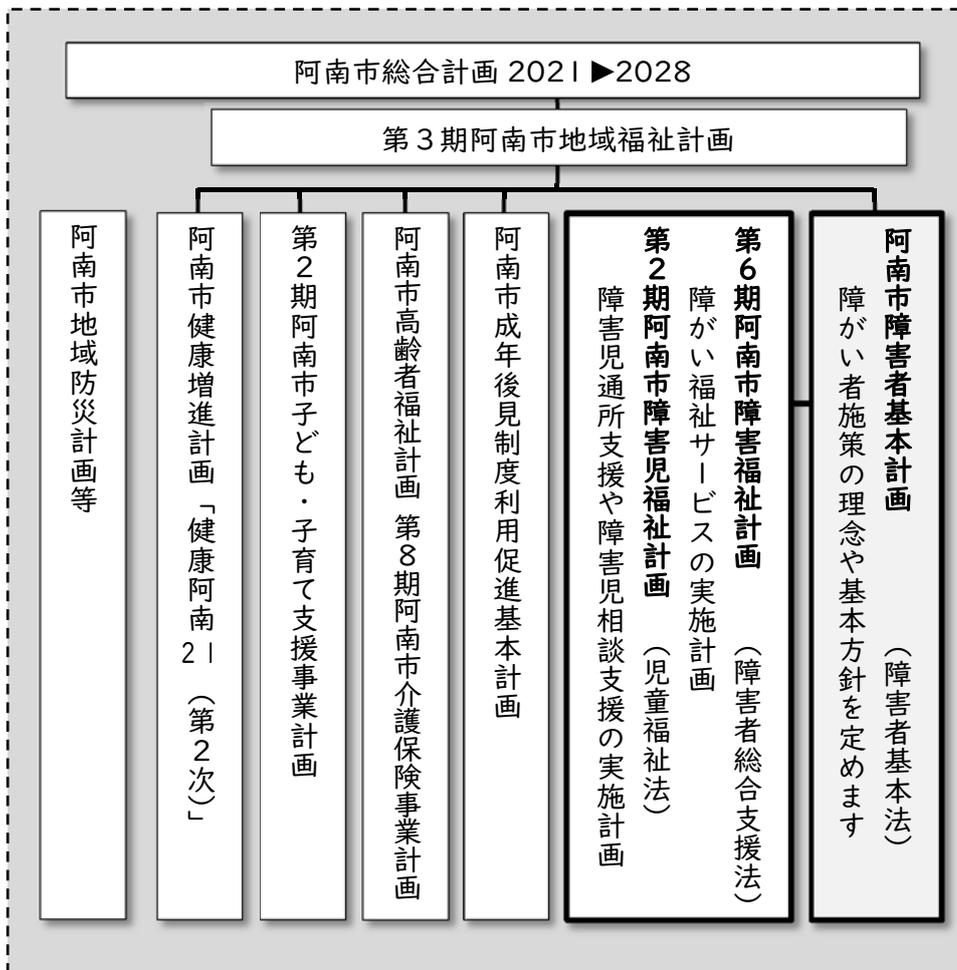
「障がい」の表記について

本計画では、法制度上で定められている名称については「障害」、その他については「障がい」と表記しています。

法律や制度等で用いられている固有の名称を除き、「障がい」や「障がいのある人」のように「害」をひらがなで表記するようにしています。

2 計画の性格と役割

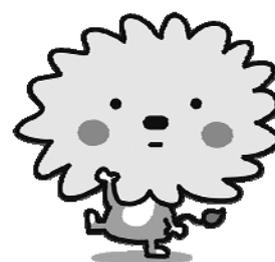
- ◇「阿南市障害者基本計画」、並びに「第6期阿南市障害福祉計画」及び「第2期阿南市障害児福祉計画」は、障がい者福祉に関する社会的な動向を鑑み、令和2年度に実施した「障害者手帳所持者アンケート調査」「障がい児アンケート調査」の結果や、阿南市障害者計画等策定委員会での審議を受けて、障がい者福祉の充実に向けた阿南市の施策を定めるものです。
- ◇本計画は、国の「障害者基本計画（第4次）」及び県の「徳島県障がい者施策基本計画」を踏まえた上で、「阿南市総合計画 2021▶2028」との整合性を図り、阿南市での障がい者福祉の施策推進を図るものです。
- ◇阿南市障害者基本計画では今後6年間に取り組むべき施策を定め、計画を推進していきます。第6期阿南市障害福祉計画及び第2期阿南市障害児福祉計画では今後3年間に取り組むべき目標値を定め、目標達成に向けた取組を推進します。



3 計画の期間

「阿南市障害者基本計画」は、「障害者基本法」に基づく中長期的な計画と位置づけられています。本計画の期間は、令和3（2021）年度から令和8（2026）年度までの6年間とします。なお、同年策定される「第6期阿南市障害福祉計画」及び「第2期阿南市障害児福祉計画」の期間は、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3年間とします。

年度	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
障害者 基本計画	前期計画	阿南市障害者基本計画（本計画） →						次期計画
障害 福祉計画	前期計画	第6期阿南市障害福祉計画 →			次期計画			
障害児 福祉計画	前期計画	第2期阿南市障害児福祉計画 →			次期計画			



第2章 障がいのある人を取り巻く現状

I 阿南市の現状

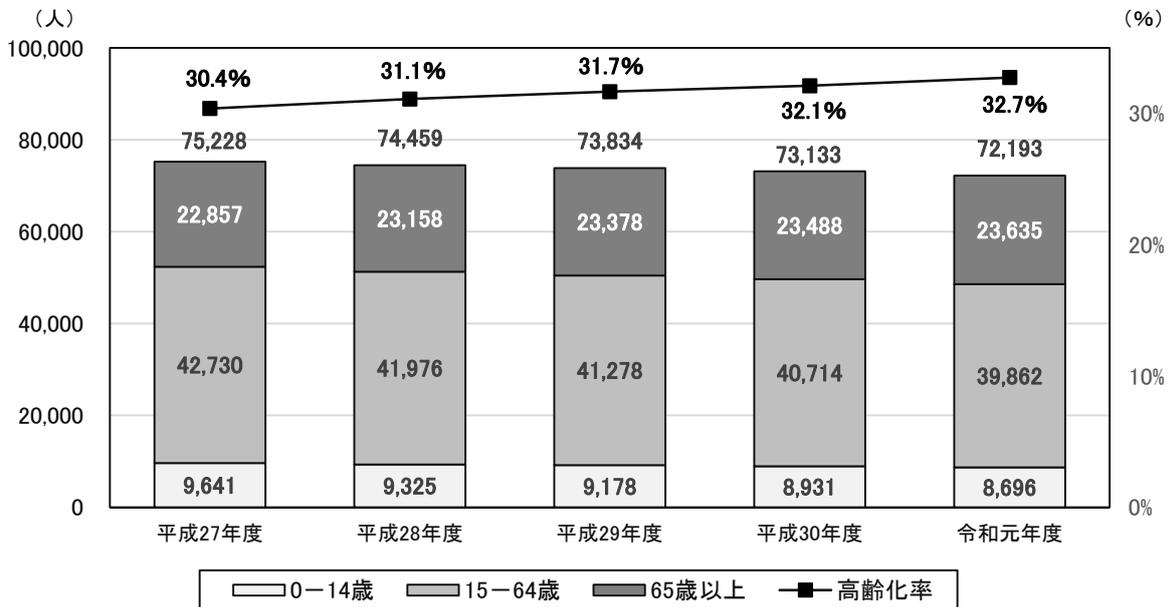
(1) 人口

本市の人口は減少傾向で推移しています。平成27年度では75,228人でしたが、令和元年度では72,193人となっています。一方で、高齢者は増加傾向にあり、それに伴い高齢化率は上昇しています。平成27年度には30.4%でしたが、令和元年度には32.7%へと増加しています。

■ 人口と高齢化率の推移

単位：人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
総数	75,228	74,459	73,834	73,133	72,193
0～14歳	9,641	9,325	9,178	8,931	8,696
15～64歳	42,730	41,976	41,278	40,714	39,862
65歳以上	22,857	23,158	23,378	23,488	23,635
高齢化率	30.4%	31.1%	31.7%	32.1%	32.7%



【資料】住民基本台帳（各年3月末現在）

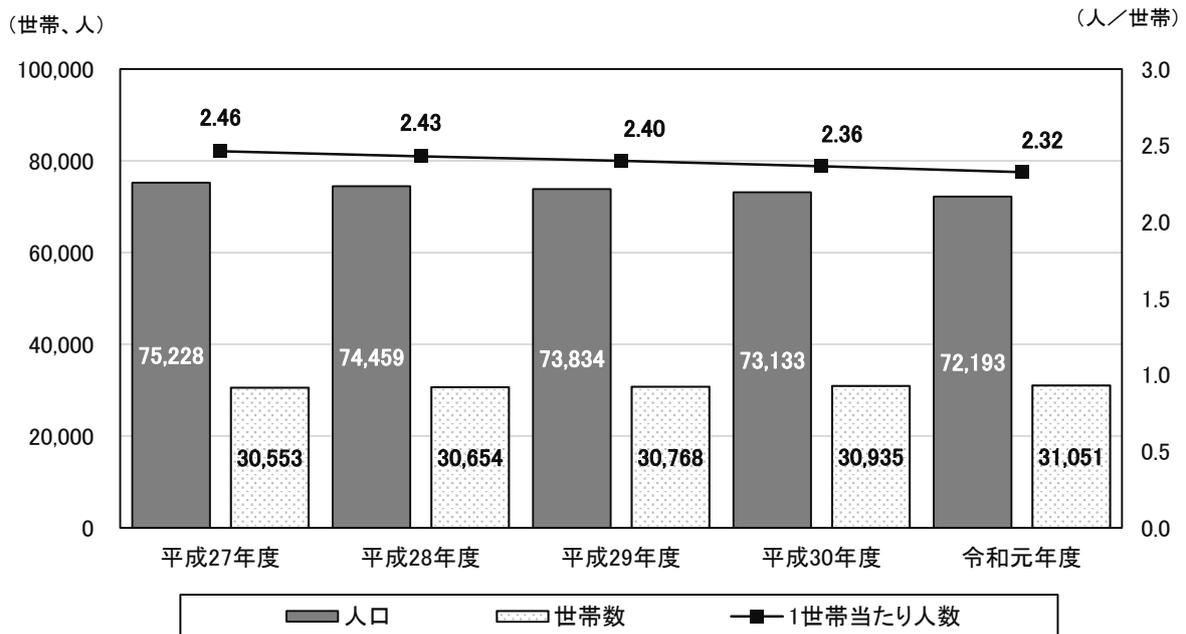
(2) 世帯の推計

本市の世帯数は、この5年間ではほぼ横ばい傾向になっています。1世帯当たりの人数で見ると、減少しており、核家族世帯や独居世帯が増加していることが推測されます。

■ 世帯の推移

単位：世帯、人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
世帯数	30,553	30,654	30,768	30,935	31,051
1世帯当たりの人数	2.46	2.43	2.40	2.36	2.32



【資料】住民基本台帳（各年3月末現在）

2 障がいのある人の現状

(1) 障害者手帳所持者の推移（全体）

障害者手帳の所持者総数は、令和元年度で 4,095 人です。手帳所持者の推移を全体で見ると、令和元年度では前年より 2 名増えて 4,095 人ですが、他の年度は緩やかに減少しています。手帳別にみると、「身体障害者手帳」では減少傾向にありますが、「療育手帳」と「精神障害者保健福祉手帳」では増加傾向にあります。総人口における手帳所持者の割合は、5.6%前後で推移しています。

■ 手帳所持者数の推移

単位：人、%

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
身体障害者手帳	3,001	2,944	2,877	2,835	2,803
療育手帳	783	796	809	824	838
精神障害者保健福祉手帳	386	395	419	434	454
手帳所持者合計	4,170	4,135	4,105	4,093	4,095
手帳所持者合計／総人口	5.5	5.6	5.6	5.6	5.7

【資料】福祉課（各年 3 月 31 日現在）

(2) 身体障がい者（児）の状況

身体障害者手帳所持者総数は、令和元年度で 2,803 人です。手帳所持者数の推移を年齢別にみると、令和元年度で 65 歳以上が手帳所持者数全体の 76.2%と高齢化が進んでいます。また、0～17 歳では、前年と比べて平成 29 年度で 3 人増えていますが、他の年度、他の年齢すべてで減少傾向にあります。特に平成 29 年度以降、65 歳以上の手帳所持者数の減少が他の年代と比べて大きくなっています。

■ 身体障害者手帳所持者数の推移（年齢別）

単位：人

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
0～17 歳	43	40	43	39	34
18～64 歳	740	689	660	645	634
65 歳以上	2,218	2,215	2,174	2,151	2,135
手帳所持者合計	3,001	2,944	2,877	2,835	2,803

【資料】福祉課（各年 3 月 31 日現在）

■ 身体障害者手帳所持者数の推移（等級別）

単位：人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
1級	1,086	1,086	1,078	1,083	1,052
2級	449	428	421	406	395
3級	369	358	336	337	327
4級	670	657	643	622	651
5級	177	174	165	159	155
6級	250	241	234	228	223
合計	3,001	2,944	2,877	2,835	2,803

【資料】福祉課（各年3月31日現在）

■ 身体障害者手帳所持者数の推移（障がいの部位別）

単位：人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
視覚障がい	208	200	199	197	195
聴覚・平衡機能障がい	380	378	366	362	373
音声・言語・ そしゃく機能障がい	26	26	20	24	24
肢体不自由	1,524	1,482	1,426	1,385	1,346
内部障がい	863	858	866	867	865
合計	3,001	2,944	2,877	2,835	2,803

【資料】福祉課（各年3月31日現在）

(3) 知的障がい者（児）の状況

療育手帳所持者総数は、令和元年度で838人であり、増加傾向にあります。手帳所持者数の推移を年代で見ると、18歳から64歳の増加が大きくなっています。程度別で見ると、B2の増加が大きくなっており、令和元年度で療育手帳所持者全体の34.1%（平成27年度で28.7%）となっています。

■ 療育手帳所持者数の推移（年齢別）

単位：人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
0～17歳	179	175	170	170	164
18～64歳	528	538	553	565	580
65歳以上	76	83	86	89	94
手帳所持者合計	783	796	809	824	838

【資料】福祉課（各年3月31日現在）

■ 療育手帳所持者数の推移（程度別）

単位：人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
A1	155	155	154	152	151
A2	232	238	243	242	237
B1	171	168	167	167	164
B2	225	235	245	263	286
合計	783	796	809	824	838

【資料】福祉課（各年3月31日現在）

(4) 精神障がい者（児）の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者総数は、令和元年度で454人であり、増加傾向にあります。精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移を年代別にみると、令和元年度ではすべての年代で増加しており、特に65歳以上の増加が大きくなっています。等級別にみると、3級の手帳所持者数が平成27年度以降続けて増加しています。

■ 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（年齢別）

単位：人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
0～17歳	9	7	6	5	6
18～64歳	316	317	334	343	345
65歳以上	61	71	79	86	103
手帳所持者合計	386	395	419	434	454

【資料】福祉課（各年3月31日現在）

■ 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（等級別）

単位：人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
1級	71	64	68	60	55
2級	191	198	199	195	209
3級	124	133	152	179	190
合計	386	395	419	434	454

【資料】福祉課（各年3月31日現在）

(5) 障害支援区分の状況

障害支援区分認定者総数は、令和元年で613人です。区分でみると、平成27年度以降、各区分別で増減が繰り返されています。

■ 障害支援区分認定者数の推移

単位：人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
区分1	24	9	7	5	9
区分2	104	86	96	79	76
区分3	124	131	137	130	132
区分4	101	124	135	121	143
区分5	114	92	100	97	96
区分6	152	158	154	154	157
総数	619	600	629	586	613

【資料】福祉課（各年3月31日現在）

(6) 障がい児保育の実施状況

障がい児保育における児童総数は、令和元年度で38人です。平成29年度をピークに、減少傾向になります。障がい児保育における加配職員総数は、令和元年度で33人です。平成27年以降職員数が増加しており、特に平成30年度に「保育所（園）」で増強されたことが分かります。

■ 障害児保育の実施状況（児童数）

単位：人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
保育所（園）	32	37	38	31	22
児童クラブ	6	12	15	15	16
計	38	49	53	46	38

【資料】 こども課、生涯学習課（各年3月31日現在）

■ 障害児保育の実施状況（加配職員数）

単位：人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
保育所（園）	8	8	9	19	17
児童クラブ	6	12	15	15	16
計	14	20	24	34	33

【資料】 こども課、生涯学習課（各年3月31日現在）

(7) 特別支援学級等の状況

特別支援学級の在籍者総数は、令和元年度で279人であり、平成27年度以降増加傾向にあります。通級指導教室^{※1}の在籍者総数は、令和元年度で81人であり、平成28年度の99人をピークに減少傾向にあります。

■ 特別支援学級の在籍者数

単位：人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
小学校	134	148	170	202	214
中学校	56	64	63	62	65
合計	190	212	233	264	279

【資料】 教育研究所（各年3月31日現在）

※1 通級指導教室

小学校または中学校に通う比較的障がいの程度が軽い児童生徒に対して、主として各教科等の指導を通常の学級で行いながら、週に何時間か、その子の障がい特性に合った「通級の指導」という個別の支援・指導を受ける教室です。

■ 通級指導教室の在籍者数

単位：人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
小学校	57	89	84	79	70
中学校	7	10	7	6	11
計	64	99	91	85	81

【資料】教育研究所（各年3月31日現在）

(8) 経済的支援の受給状況

各種手当受給者数をみると、「特別障害者手当」の受給者数は平成27年度以降、緩やかに増加しており、令和元年度の「障害児福祉手当」の受給者数を除いて、平成29年度以降、「障害児福祉手当」、「特別児童扶養手当」ともに緩やかに増加しています。

自立支援医療の受給者の総数は、令和元年度で890人です。「精神通院医療」は増加しており、「更生医療」では平成29年以降増加しています。「育成医療」は、平成27年度以降、緩やかに減少しています。

■ 各種手当受給者数の推移

単位：人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
特別障害者手当	36	38	39	42	40
障害児福祉手当	41	40	43	45	45
特別児童扶養手当	125	120	122	125	129

【資料】福祉課（各年3月31日現在）

■ 自立支援医療の受給者数の推移

単位：人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
精神通院医療	653	708	735	804	853
更生医療	27	30	26	33	35
育成医療	16	9	9	8	2
計	696	747	770	845	890

【資料】福祉課（各年3月31日現在）

3 障がいのある人に関する調査について

(1) 調査の概要

■障害者手帳所持者アンケート調査

対象者	手帳所持者 1,000人
対象者の抽出	性別・年齢階層別抽出
調査期間	令和2年8月3日～8月17日
調査方法	郵送による配布と回収
回収数	回収件数：438件、回収率：43.8%

■障がい児アンケート調査

対象者	児童福祉サービス受給者 180人
対象者の抽出	受給者無作為抽出
調査期間	令和2年8月2日～8月17日
調査方法	郵送による回収
回収数	回収件数：83件、回収率：46.1%



(2) 手帳所持者アンケート調査結果の概要

◆ 障がいの種類と手帳について

あなた（本人）の障がいにあてはまるものはどれにあたりますか。

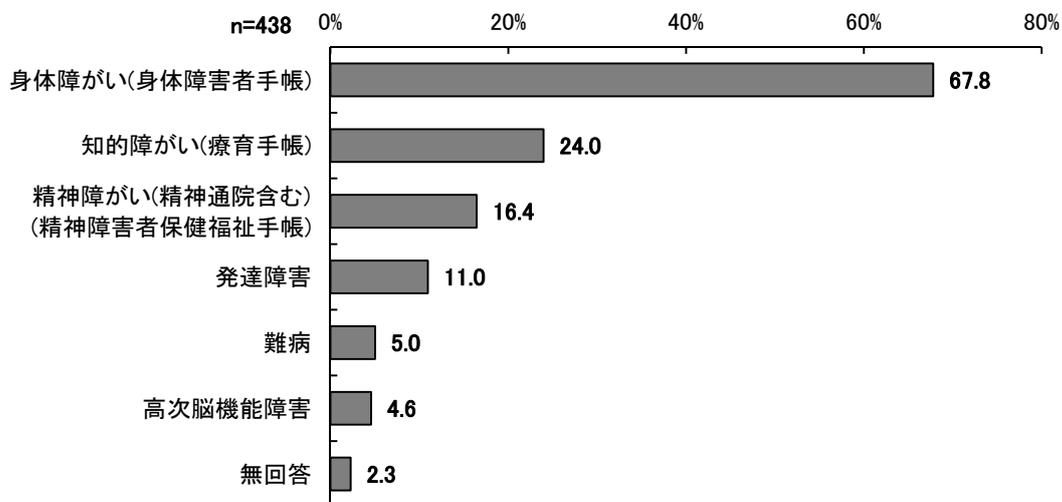
（あてはまるものすべてに○）

障がいの種類についてみると、以下のとおりです。

「身体障がい（身体障害者手帳）」 67.8%

「知的障がい（療育手帳）」 24.0%

「精神障がい（精神障害者保健福祉手帳）」 16.4%

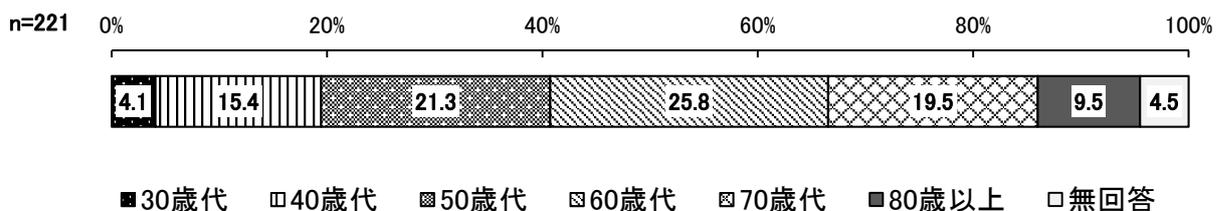


◆ 介護者の年代について

援助、手助け、介護、看護して下さる方の年代(令和2年7月1日現在)について教えてください。（○は1つだけ）

介護者の年代についてみると、上位から「60歳代」が25.8%、「50歳代」21.3%、「70歳代」19.5%、「40歳代」15.4%となっています。

60歳代以上（「60歳代」「70歳代」「80歳以上」の合計）の年代では、54.8%と半数以上を占めており、高齢化がわかります。



◆ 日常生活で差別を受けた経験について

あなた（本人）は、日頃の生活の中で、障がいがあることで、差別を受けたり、いやな思いをしたことがありますか。（○は1つだけ）

日常生活で差別を受けた経験に関して、全体では、「ある」が31.7%、「少しある」63.2%、「ない」0.0%となっています。すべての人が差別を受けた経験があると答えています。

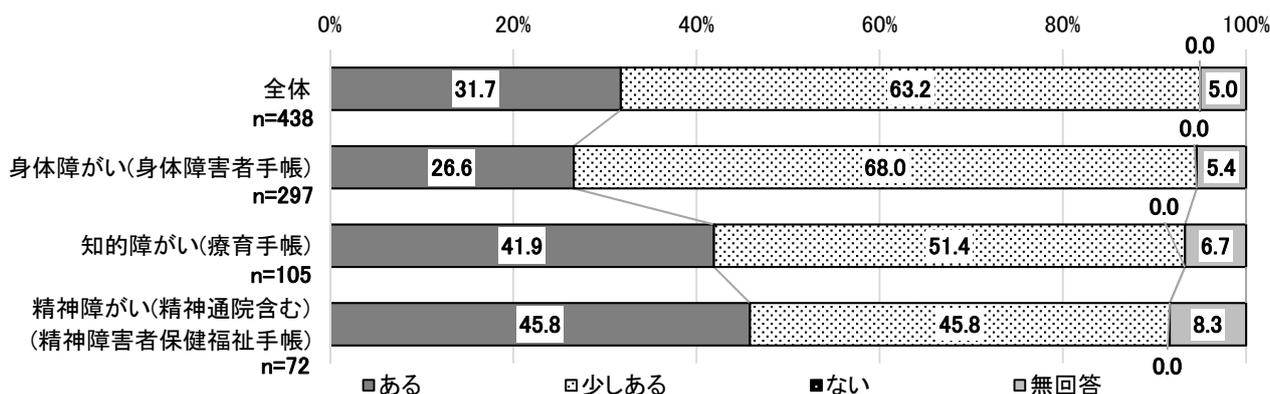
各手帳所持者別にみると、以下のとおりです。

「身体障害者手帳所持者」 : 「ある」26.6%、「少しある」68.0%

「療育手帳所持者」 : 「ある」41.9%、「少しある」51.4%

「精神障害者保健福祉手帳所持者」: 「ある」45.8%、「少しある」45.8%

療育手帳と精神障害者保健福祉手帳所持者では、「ある」と答えた人が、半数近くを占めています。

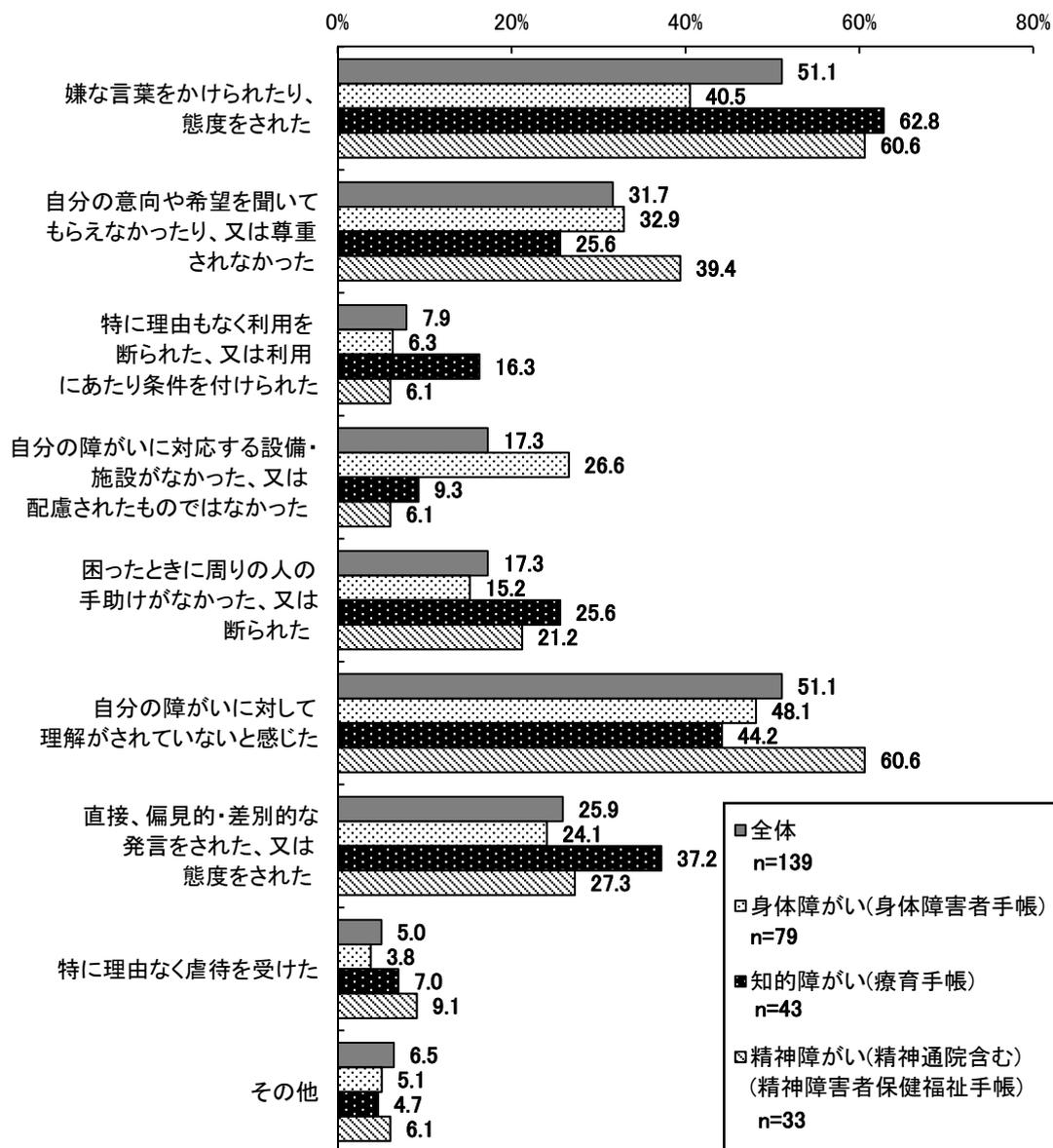


◆ 差別を感じた内容について

障がいがあることで、差別を受けたり、いやな思いは、どのような時に感じましたか。
(○は3つまで)

全体では、「嫌な言葉をかけられたり、態度をされた」と「自分の障がいに対して理解されていないと感じた」が51.1%と最も高く、次いで「自分の意向や希望を聞いてもらえなかったり、又は尊重されなかった」31.7%、「直接、偏見的・差別的な発言をされた、又は態度をされた」25.9%となっています。

障がい種別では、身体障がいの人で「自分の障がいに対して理解がされていないと感じた」48.1%、知的障がいの人で「嫌な言葉をかけられたり、態度をされた」62.8%、精神障がいの人で「嫌な言葉をかけられたり、態度をされた」と「自分の障がいに対して理解されていないと感じた」が60.6%と最も高くなっています。

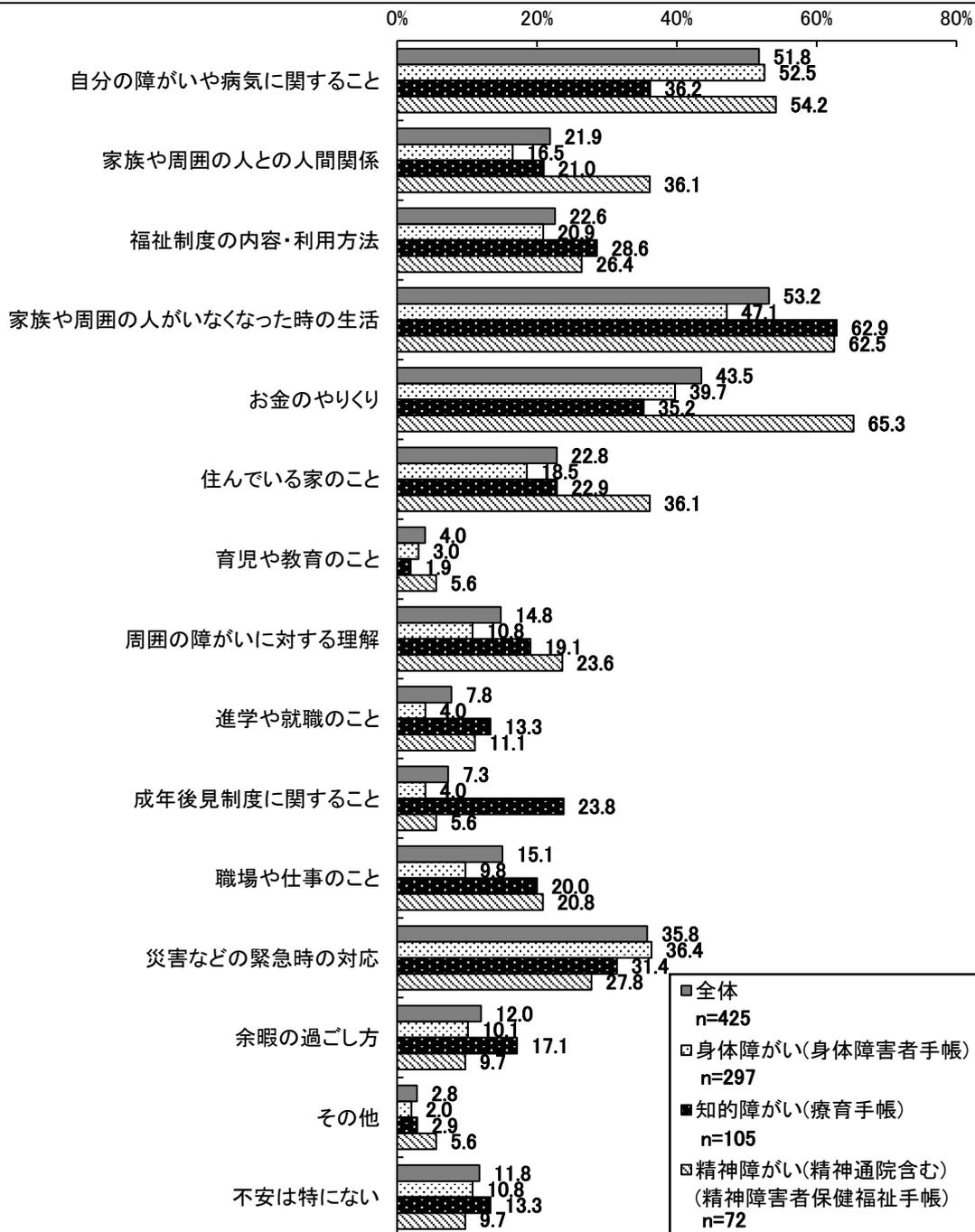


◆ 将来への不安について

将来について、不安に思う事は何ですか。(あてはまるものすべてに○)

全体では、上位から「家族や周囲の人がいなくなった時の生活」53.2%、「自分の障がいや病気に関すること」51.8%、「自分の障がいや病気に関すること」51.8%、「お金のやりくり」43.5%、「災害などの緊急時の対応」35.8%となっています。

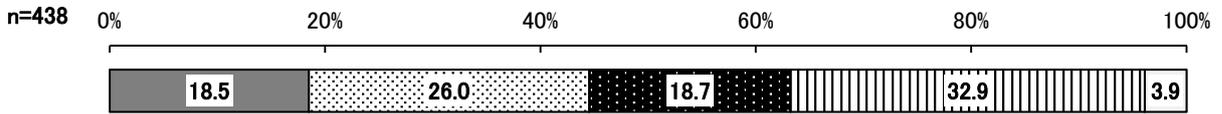
障がい種別では、身体障がいの人で「自分の障がいや病気に関すること」52.5%、知的障がいの人で「家族や周囲の人がいなくなった時の生活」62.9%、精神障がいの人で「お金のやりくり」65.3%と最も高くなっています。



◆ 相談支援体制について

福祉や生活に関する相談支援体制は十分ですか。(○は1つだけ)

相談支援体制については、「現在の体制で十分」18.5%、「ほぼ十分だが、さらに充実させてほしい」26.0%、「現在の体制では不十分」18.7%となっています。



■現在の体制で十分

□ほぼ十分だが、さらに充実させてほしい

■現在の体制では不十分

□わからない

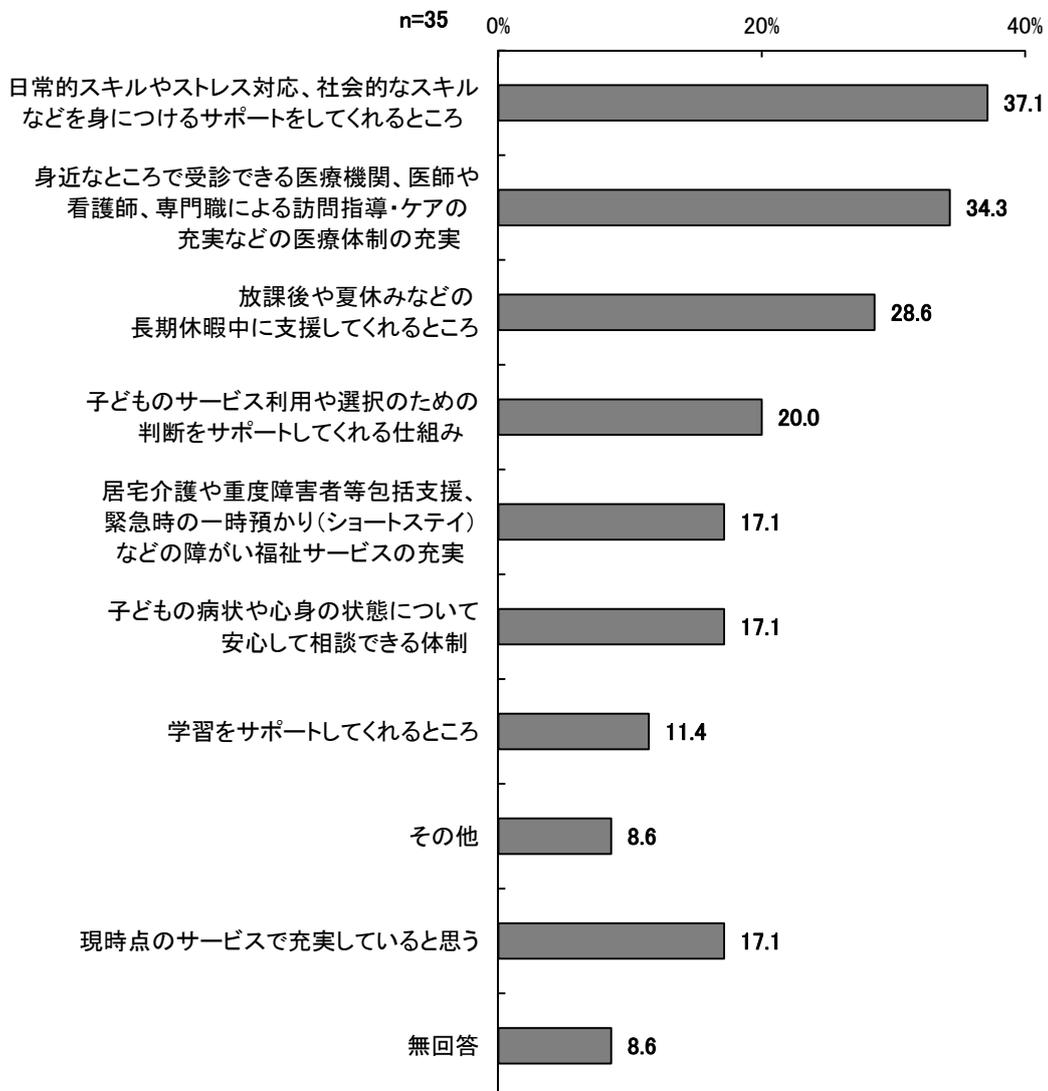
□無回答

◆ 充実してほしい保健・医療・福祉サービスについて

障がい児（18歳未満）の保護者の皆さんにお聞きします。お子さんを育てる上で、今後、充実してほしい保健・医療・福祉サービスは何ですか。

（特に必要だと思うもの、○は3つまで）

充実してほしいサービスでは、上位から「日常的スキルやストレス対応、社会的なスキルなどを身につけるサポートをしてくれるところ」37.1%、「身近なところで受診できる医療機関、医師や看護師、専門職による訪問指導・ケアの充実などの医療体制の充実」34.3%、「放課後や夏休みなどの長期休暇中に支援してくれるところ」28.6%となっています。また、「現時点のサービスで充実していると思う」は17.1%となっています。



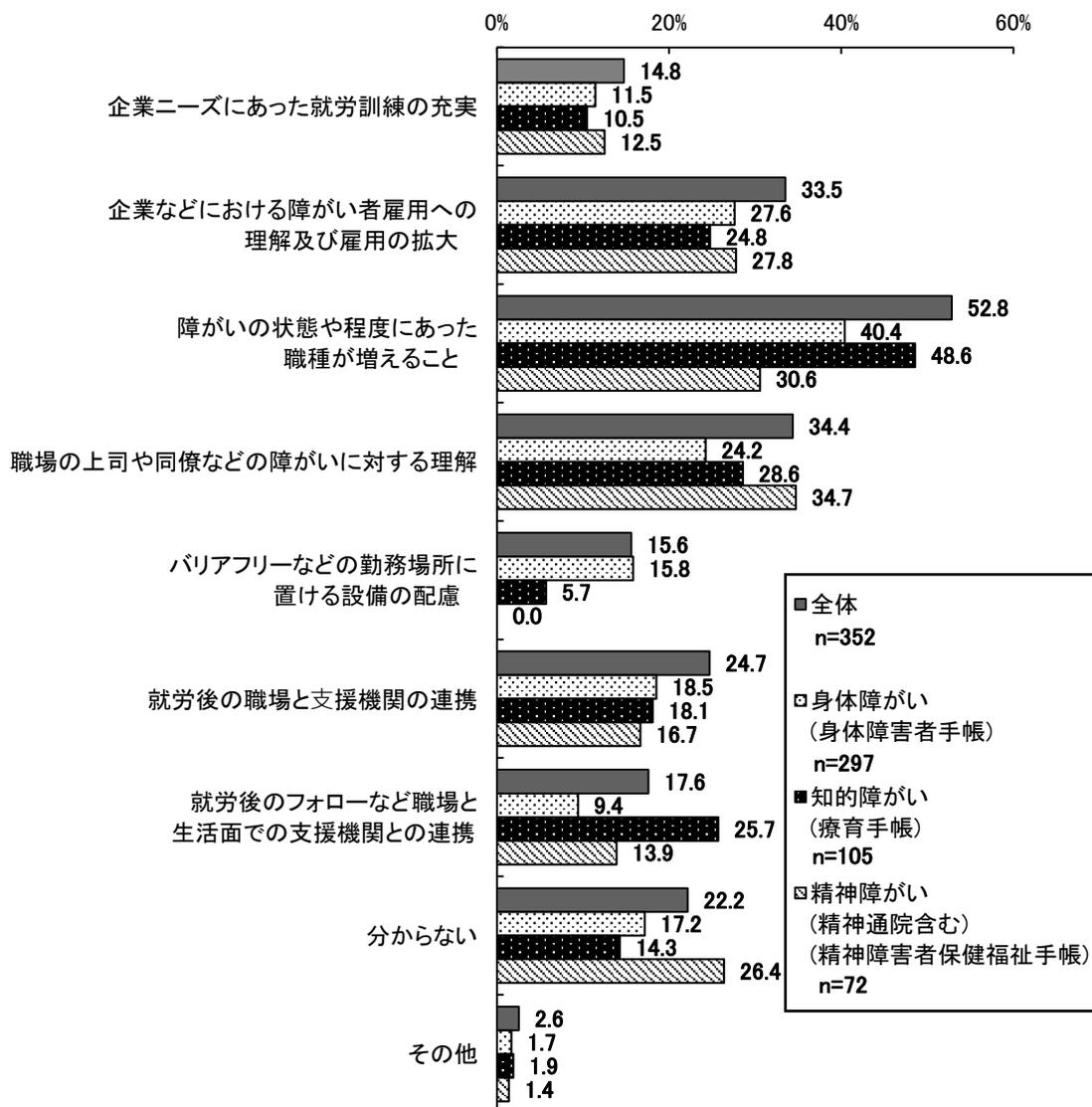
◆ 障がいのある方への就労支援について

障がいのある方の就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか。

(特に必要だと思うもの、○は3つまで)

全体では、「障がいの状態や程度にあった職種が増えること」が52.8%と最も高く、次いで「職場の上司や同僚などの障がいに対する理解」34.4%、「企業などにおける障がい者雇用への理解及び雇用の拡大」33.5%となっています。

障がい種別では、身体障がいの人で「障がいの状態や程度にあった職種が増えること」40.4%、知的障がいの人で「障がいの状態や程度にあった職種が増えること」48.6%、精神障がいの人で「職場の上司や同僚などの障がいに対する理解」34.7%と最も高くなっています。

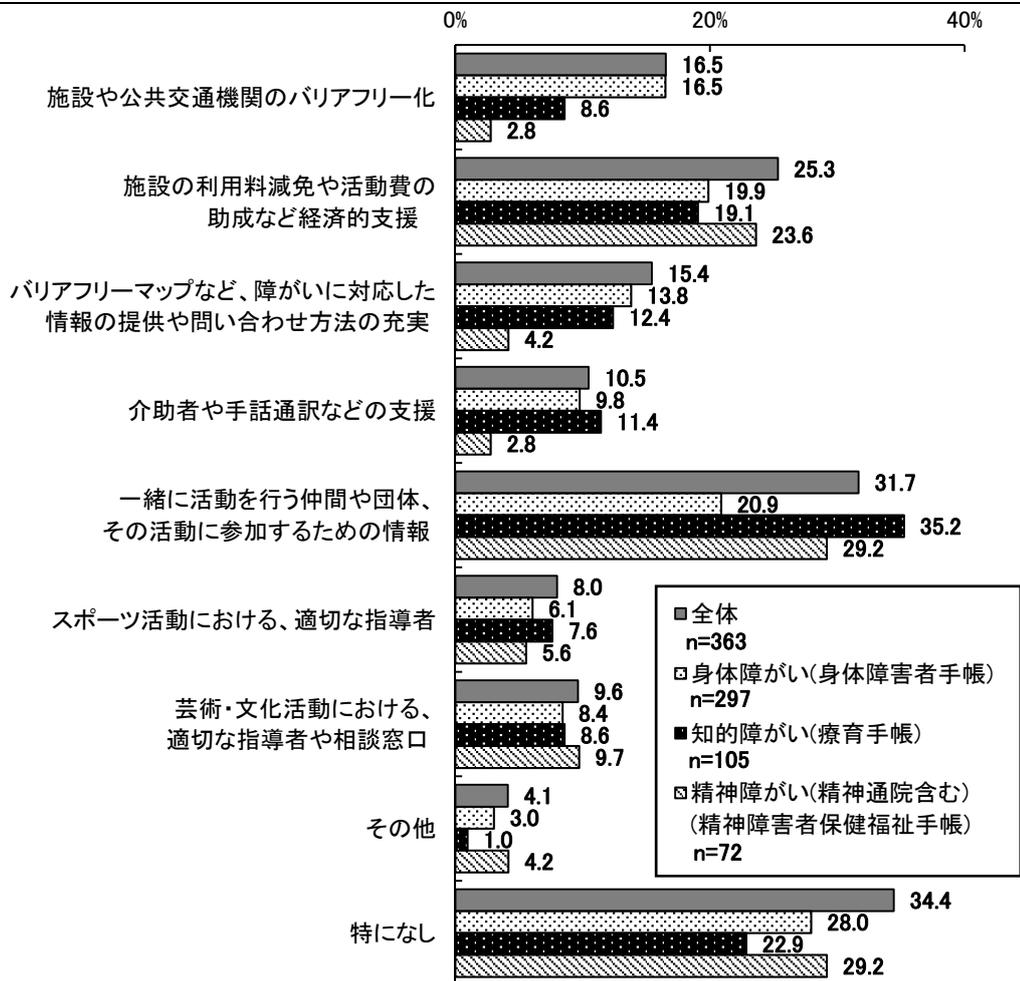


◆ 社会活動に参加しやすくなる方法について

あなた（本人）は、どうすれば、社会活動にもっと参加しやすくなると思いますか。
 （特に必要だと思うもの、○は3つまで）

全体では、上位から「一緒に活動を行う仲間や団体、その活動に参加するための情報」31.7%、「施設の利用料減免や活動費の助成など経済的支援」25.3%、「施設や公共交通機関のバリアフリー化」16.5%、「バリアフリーマップなど、障がいに対応した情報の提供や問い合わせ方法の充実」15.4%となっています。

障がい種別では、それぞれ「一緒に活動を行う仲間や団体、その活動に参加するための情報」が最も高く、身体障がいの人で20.9%、知的障がいの人で35.2%、精神障がいの人で29.2%となっています。



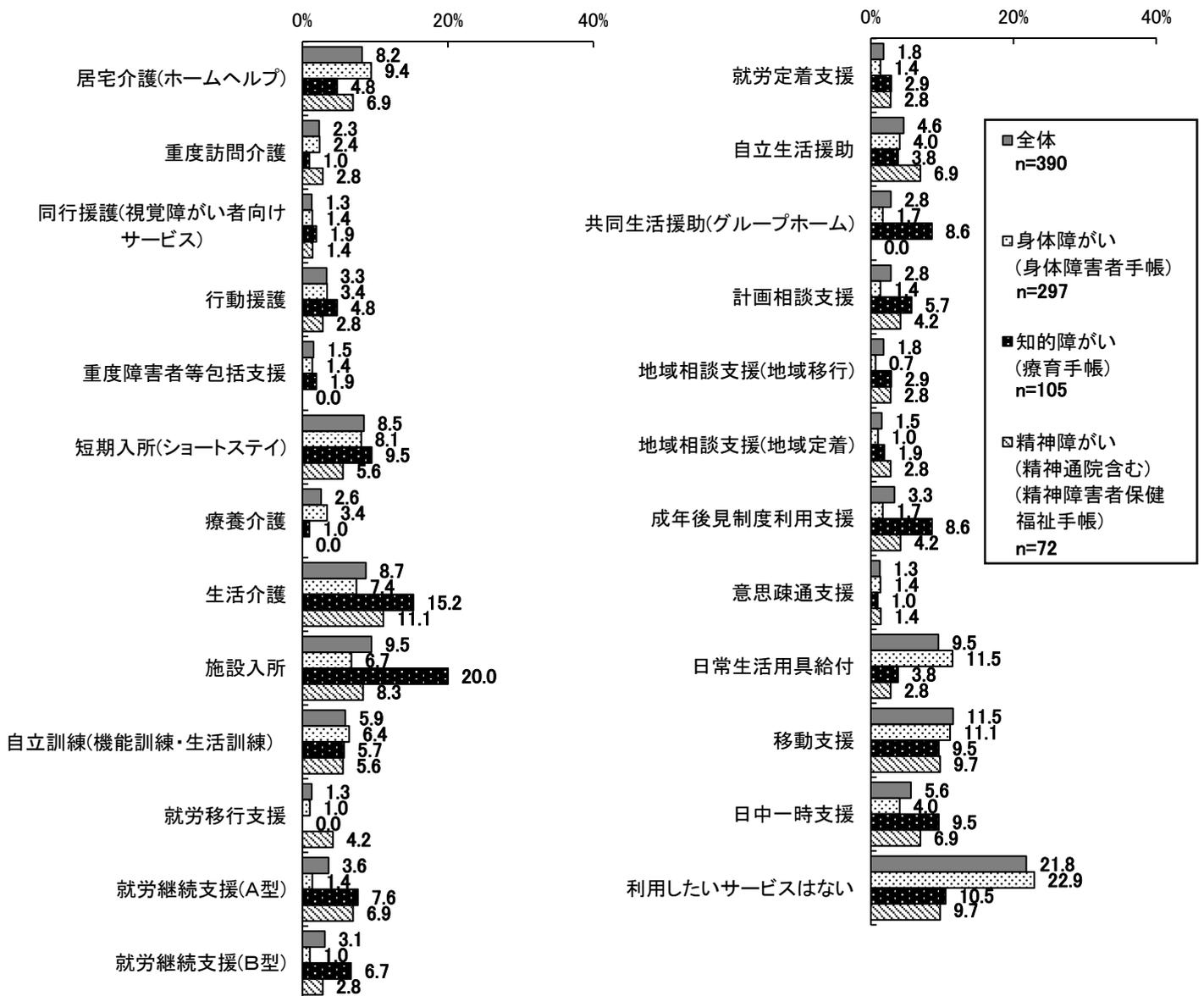
◆ 今後利用したい障がい福祉サービス（18歳以上）について

あなた（本人）は、今後利用したいサービスはありますか。

（あてはまるものすべてに○）

今後利用したいサービスの全体では、上位から「移動支援」11.5%、「日常生活用具給付」9.5%、「施設入所」9.5%、「生活介護」8.7%「短期入所（ショートステイ）」8.5%、「居宅介護（ホームヘルプ）」8.2%となっています。

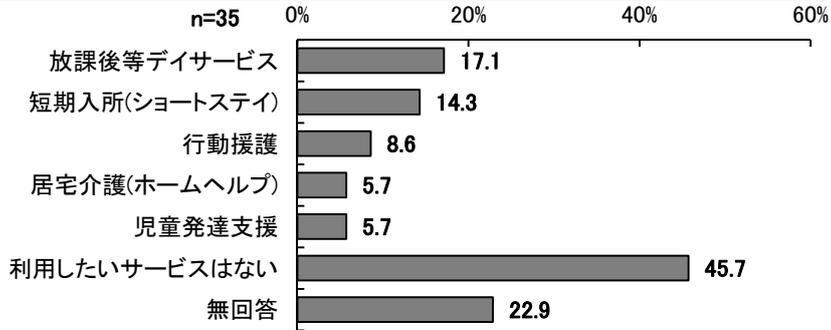
障がい種別では、身体障がいの人で「日常生活用具給付」11.5%、知的障がいの人で「施設入所」20.0%、精神障がいの人で「生活介護」11.1%と最も高くなっています。



◆ 今後利用したい障がい福祉サービス（18歳未満）について

あなた（本人）は、今後利用したいサービスはありますか（あてはまるものすべてに○）

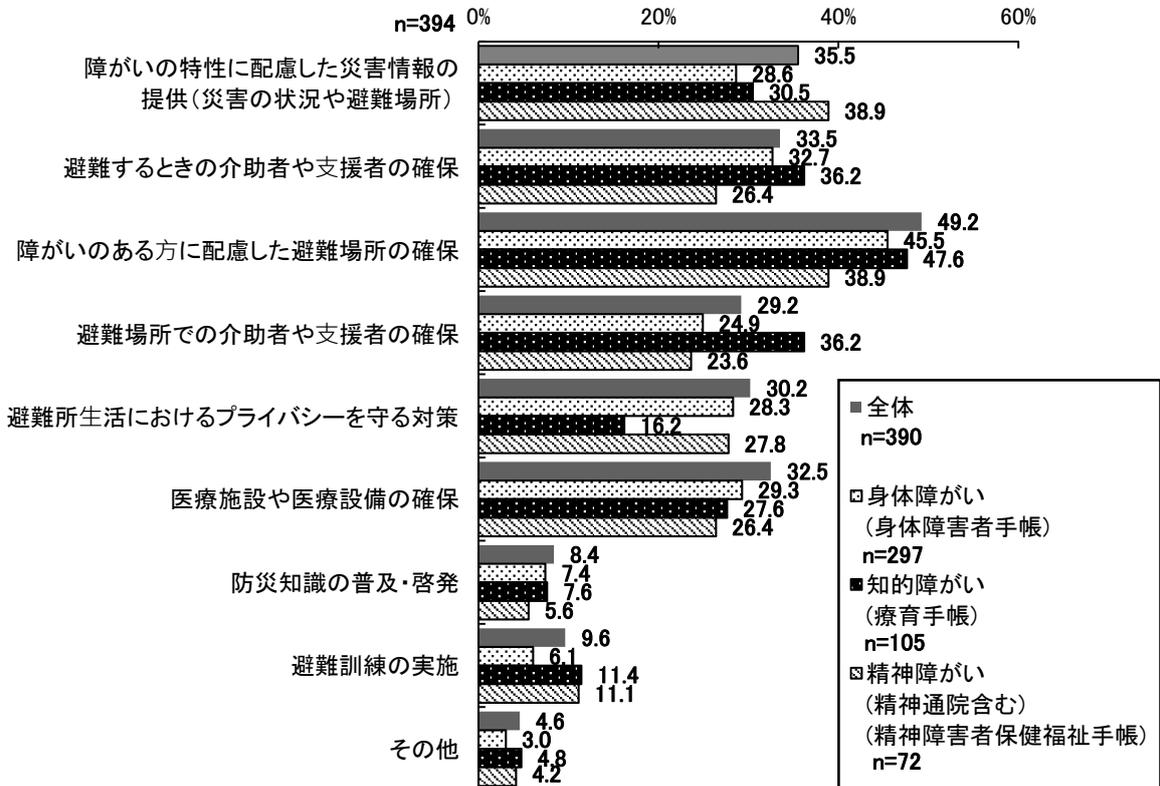
今後利用したいサービスでは、上位から「利用したいサービスはない」45.7%、「放課後等デイサービス」17.1%、「短期入所（ショートステイ）」14.3%となっています。



◆ 災害時に必要な対策について

地震や豪雨、台風などの災害時に備えて必要な対策は、どのようなことが必要だと思いますか。（特に必要なものに○、3つまで）

災害への対策では、「障がいのある方に配慮した避難場所の確保」が49.2%と最も高く、次いで、「障がいの特性に配慮した災害情報の提供（災害の状況や避難場所）」35.5%、「避難するときの介助者や支援者の確保」33.5%、「医療施設や医療設備の確保」32.5%となっています。



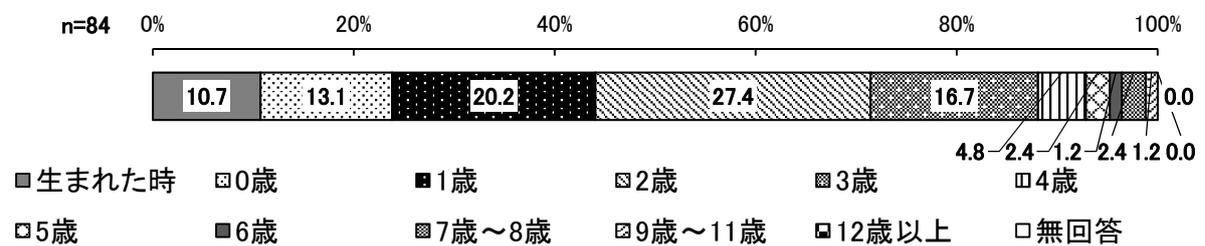
(3) 障がい児アンケート調査結果の概要

◆ 障がいに気づいた時期

お子様の発達の不安や障がいについて、ご家族の方などが最初に気がついた時期はいつごろですか。(○は1つだけ)

最初に気がついた時期としては、上位から「2歳」27.4%、「1歳」20.2%、「3歳」16.7%、「0歳」13.1%、「生まれた時」10.7%となっています。

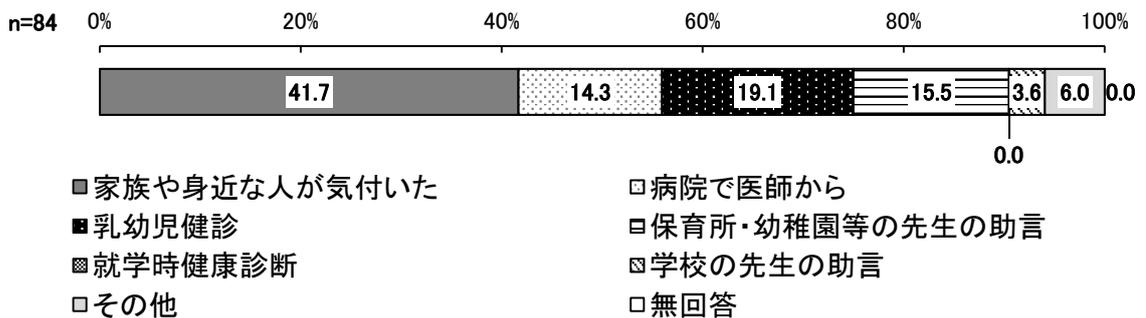
また、「生まれた時」から「3歳」の間に気づいた方が88.1%となっていて、回答者全体の8割以上を占めています。



◆ 障がいに気づいたきっかけ

お子様の発達の不安や障がいについて、気づいたきっかけはどれですか。(○は1つだけ)

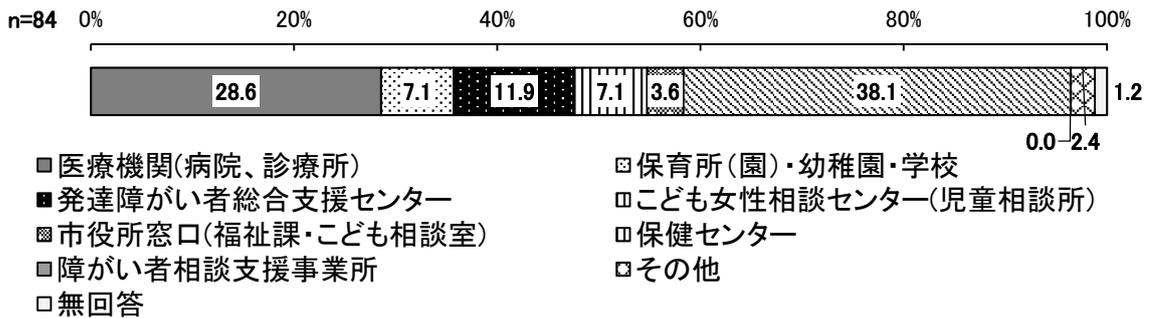
発達の不安や障がいに気づいたきっかけとしては、上位から「家族や身近な人が気付いた」41.7%、「乳幼児健診」19.1%、「保育所・幼稚園等の先生の助言」15.5%、「病院で医師から」14.3%となっています。



◆ 発達や障がいについて最初に相談した機関

お子さんの発達や障がいについて、はじめて相談をした機関はどこですか。
(○は1つだけ)

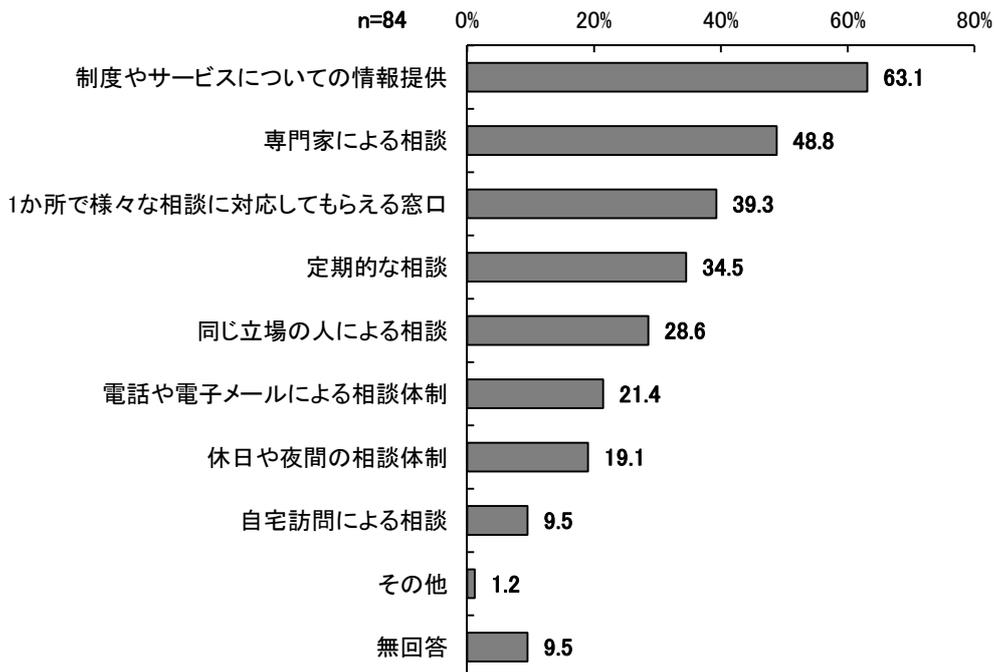
発達の不安や障がいをはじめて相談した機関としては、上位から「保健センター」38.1%、「医療機関(病院、診療所)」28.6%、「発達障がい者総合支援センター」11.9%となっています。



◆ 今後の相談支援体制

行政機関や福祉サービス事業者への相談を充実させるために必要なことは何がありますか。
(あてはまるものすべてに○)

相談を充実させるために、必要なこととしては、上位から「制度やサービスについての情報提供」63.1%、「専門家による相談」48.8%、「1か所で様々な相談に対応してもらえる窓口」39.3%となっています。

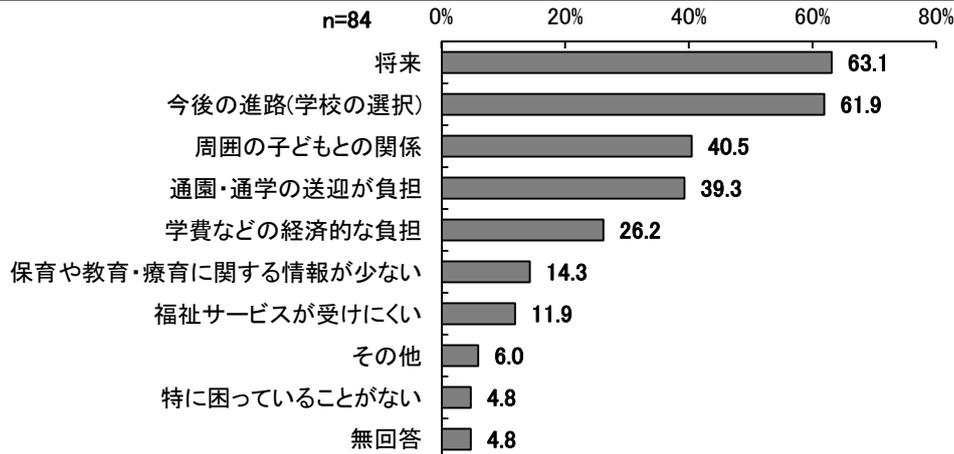


◆ 通園・通学や生活での心配事

通園・通学や生活で困っていることや心配なことはどんなことですか。

(あてはまるものすべてに○)

通園・通学や生活で困っていることや心配なことに関して、上位から「将来」63.1%、「今後の進路(学校の選択)」61.9%、「周囲の子どもとの関係」40.5%、「通園・通学の送迎が負担」39.3%となっています。



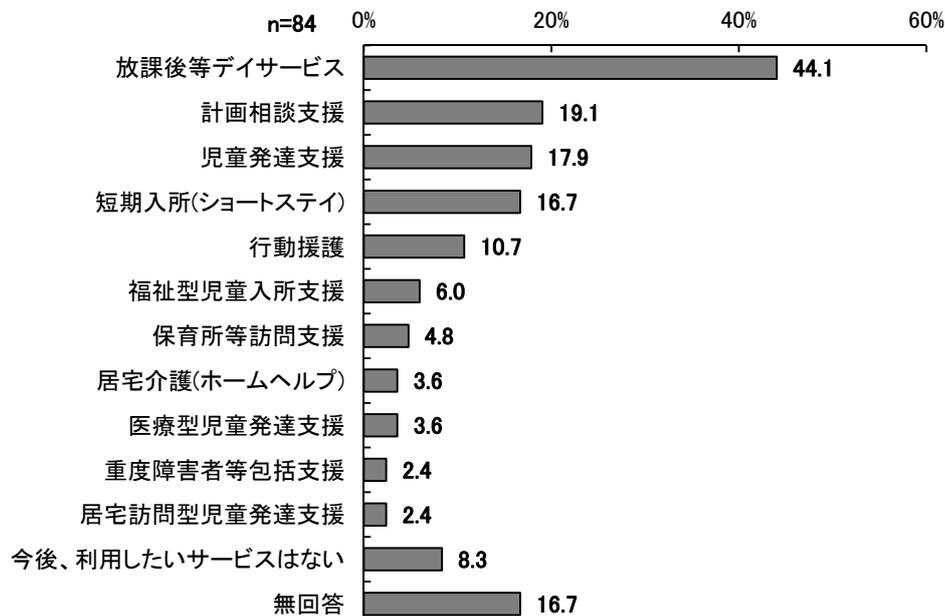
◆ 今後利用したいサービス

障がい福祉サービスの利用状況について、今後利用したいサービスはありますか。

(あてはまるものすべてに○)

今後利用したい障がい福祉サービスとしては、上位から「放課後等デイサービス」が44.1%を占めています。次いで、「計画相談支援」19.1%、「児童発達支援」17.9%、「短期入所(ショートステイ)」16.7%となっています。

【今後利用したい障がい福祉サービス】



(4) 事業所ヒアリング調査結果の概要

◆ (福祉人材の確保)

- ・ハローワークで募集しても人材が集まらない状況です。

◆ (利用者や家族からの要望)

- ・利用者同士のトラブルで相談を受けることがありました。

◆ (地域の課題)

- ・ひきこもりは、近所でもたくさんいると思われます。(その中には、自閉症など障がいのある方もいると思われます。)
- ・支援学校を卒業しても、就労は難しい模様です。

◆ (事業運営上の課題)

- ・コロナ禍であり、施設利用者の帰省を控えてもらっています。(家族の理解も得られています。)
- ・コロナ禍のため、施設の行事も計画通り開催できていません。残念がる施設利用者も多いです。
- ・グループホームは不足しています(阿南市南部は特に少ない)。年単位で空きを待っている人がいます。
- ・グループホームは増やすべきであるが運営が難しいため、経営に関する支援が望まれます。
- ・コロナ禍における緊急時の体制強化が課題です。居宅サービスなど、さまざまな支援が受けられなくなります。

◆ (障がい児に関して)

- ・障がい児に関して、「買い物が一人でできるようにしたい」「宿題を最後まで見てほしい」「自宅ではできない経験をさせてほしい」等の意見がありました。
- ・保護者とは「連絡ノート」を交換したり、送迎時に対面して会話するなどしてコミュニケーションをとっています。
- ・親が望むことが、本人の希望と異なる(特に就労や住まい)場合があります。グループホームを望む親が多くいます。
- ・コロナ禍で親自身がいつどうなるかという不安をもっています。
- ・子ども(未就学児や児童、生徒)と接していますが、その背景にいる保護者の理解や協力を得ないといけない点が難しいです。
- ・本当に支援が必要な子にサービスの枠を空けたいです。
- ・施設利用者である子どもも、いずれは自立していかないといけませんが、保護者が慎重すぎることもあり、社会に出てやっていけるのか不安に思うことがあります。(公共交通機関の利用を避けたりします。)
- ・支援学校の卒業生の7~8割は就労継続支援B型へ行き、一般就労できているのは2~3割と思われます。

4 今後の施策推進に向けた課題

(1) 地域における障がいのある人への理解の促進

地域社会を構成する一員として、障がいのある人も障がいのない人も一人ひとりが尊重され、「相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会（障害者基本法より）」の実現に向け、「障害者差別解消法」も踏まえ、障がいのある人への理解促進・啓発活動に取り組んできました。

アンケート調査では、差別を受けた経験が「少しはある」と答えた人を含めると、すべての障がいのある人が日常生活で差別を受けた経験があります。また、差別を感じた内容では、「自分の障がいに対して理解がされていないと感じた」と半数以上が答えています。

障がいのある人が地域において安全に安心して生活できるよう、障がいや障がいのある人への地域住民等の理解を深めていくために、地域社会においては、「障がいのある人と障がいのない人との交流」が必要です。「障がいのある人と障がいのない人との交流」の場の創造や、きめ細かな啓発活動や福祉教育の推進を通して、引き続き、全ての地域住民が相互に人格や個性を尊重し合える社会の形成が求められます。

(2) 福祉サービスの提供体制の整備・充実

障がいのある人の高齢化が進み、主な介護の担い手である家族の高齢化による介護負担が増大する中、地域生活の継続や地域移行を促進できる仕組みづくりと、多様な福祉ニーズを踏まえた社会資源の整備と、個々の障がい者のライフステージに応じた継続した支援の仕組みづくりに取り組んできました。

アンケート調査で、今後利用したいサービスとして、18歳以上では、「移動支援」や、「日常生活用具給付」、「施設入所支援」が挙げられ、18歳未満では、「放課後等デイサービス」や、「短期入所（ショートステイ）」、「行動援護」が挙げられています。

障がいのある人が、社会の一員として地域で生活を続けていくためには、自らの特性を理解するとともに、必要なサービスを選択する必要があります。障がいのある人がライフステージや障がい特性に応じた必要な支援を受けるため、さらに計画的に社会資源の整備を図り、福祉サービスの充実を促進することが求められています。

また、サービスを提供する事業者では、ニーズに応じた福祉人材の確保と育成が難しくなっていることから、地域で連携して生活支援サービスの提供体制の整備が求められています。

(3) ライフステージに応じた一貫した療育・医療・教育の展開

家族のあり方やライフスタイルが多様化し、障がいのある人の福祉ニーズも多様化が進む中、乳幼児期から高齢期に至るまで、障がい特性やライフステージに応じた切れ目のない支援の仕組みづくりに取り組み、療育・医療・教育など、あらゆる分野での関係機関・分野間の連携強化に取り組んできました。

アンケート調査では、子育てにおいて充実してほしいサービスとして、「日常的スキルやストレス対応、社会的なスキルなどを身につけるサポートをしてくれるところ」や、「身近なところで受診できる医療機関、医師や看護師、専門職による訪問指導・ケアの充実などの医療体制の充実」が挙げられています。

多様な障がい特性やライフステージに応じて、一人ひとりに適切な支援を届けるためにも、福祉のみならず、保健・医療・教育・就労・生活環境など、あらゆる分野での関係機関や行政各分野間での連携が重要となってきます。

また、これまでと同様、一人ひとりの状況に応じた一貫した支援施策を展開し、特にさまざまな障がい児に対応した適切な支援の提供が求められています。

(4) 地域で自立するための働く場所や活動の場の確保

障がいのある人への合理的配慮や、障がいのある人の一般就労がますます重要視される中、障がい特性や個々の適正に応じた働き方の開発や普及、環境整備等について、企業等の理解を深められるよう取り組んできました。

アンケート調査では、必要だと思われる就労支援として、「障がいの状態や程度にあった職種が増えること」、「職場の上司や同僚などの障がいに対する理解」、「企業などにおける障がい者雇用への理解及び雇用の拡大」が挙げられています。

障がいのある人が社会的、経済的自立を図れるよう、働く意欲や能力のある障がいのある人に対する就労支援では、職場全体での理解や適した環境整備が整えられ、雇用が拡大するよう、関係機関との連携と、雇用促進が求められています。

また、一般就労につながった障がいのある人の定着率向上のため、定着支援への取組も求められています。

(5) 地域における社会参加の促進

障がいのある人が地域で共に生活することができるよう、また生活の質的向上が図られるよう、地域社会における多様な場に主体的に参加できるような環境の整備や、地域における居住支援のための機能の強化に取り組んできました。

アンケート調査では、社会活動に参加しやすくする方法として、「一緒に活動を行う仲間や団体、その活動に参加するための情報」や、「施設の利用料減免や活動費の助成など経済的支援」が挙げられています。

障がいのある人の地域社会への参加を制約しているあらゆる社会的障壁を取り除き、障がいのある人の社会活動への参加意欲を高めるとともに、円滑な情報提供など障がいのある人がさまざまな社会活動に参加しやすい環境を整えることが求められています。

また、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が平成30年に施行され、文化芸術活動を通して、心の豊かさや相互理解を促進し、作品の発表等を通じた交流を図ることで、住みやすい地域社会の実現が求められています。

(6) 自然災害、感染症等の緊急時の対策の充実

災害等への対応が求められる中、福祉避難所を設置し、それらの福祉避難所の運営マニュアル等を作成し、障がいのある人等へ特別な配慮がなされるよう取り組んできました。

アンケート調査では、災害時に必要な対策として、「障がいのある人に配慮した避難場所の確保」、「障がいの特性に配慮した災害情報の提供」、「避難する時の介助者や支援者の確保」が挙げられています。感染症対策への要望では、薬や医療施設などの障がいへの配慮が挙げられています。

自然災害が多発し、感染症等の緊急時の適切な対応が求められる中、平時からの施設や道路・橋梁など生活インフラなどの生活環境の整備を始め、緊急時の障がいに配慮した対応能力の向上と、支援体制の確保、人材の確保や連携等の強化が求められています。

第3章 障がい者施策の展開

1 基本理念と基本方針

障害者基本法の「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重される」という理念を基盤に、障がいの有無に関係なく、互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指します。

徳島県では、「徳島県障がい者施策基本計画」の中で、「障がいの有無に関わらず、すべての県民が互いに人格や個性を尊重し、活躍できる徳島づくり」と基本理念を定め、各種施策を積極的に推進しています。

本市におけるまちづくりの指針となる「阿南市総合計画（2021▶2028）」において、障がい福祉のビジョンとして、「障がいの有無にかかわらず支え合い尊重し合うまちづくり」が掲げられています。前期の阿南市障害者基本計画では、障害者基本法を踏まえ、「障がいのある人もない人も みんながいきいきと輝く共生のまち」を基本理念として、すべての人がいきいきと活躍し、共生する社会の実現を目指して、多くの取組を推進してきました。

本計画では、総合計画との整合を図り、障害者基本計画の掲げている基本理念の実現に向けて、障がい福祉サービスの提供体制を整備し、各自が自分らしく輝ける共生社会の実現を目指します。

【基本理念】

**障がいのある人もない人も
みんながいきいきと輝く共生のまち**

【基本方針】

1 地域共生社会の推進

障がいのある人も障がいのない人も地域社会を構成する一員として、互いに尊重し支えあいながら、差別も偏見もなく、ともに暮らし、みんなが生き生きと輝く地域共生社会の構築を推進します。

2 地域生活環境の充実

一人ひとりの障がい状況に応じた保健・医療の充実を図り、ライフステージに応じて必要となる生活基盤等地域ケアの体制を整え、だれもが地域社会で安心して外出できる環境整備、防災対策の充実を進め、安心して暮らせるようなまちをつくりまします。

3 障がいのある人の自立支援

障がいの種類や程度にかかわらず、障がいのある人がその有する能力を十分に発揮できるよう、福祉サービスの提供体制を整備し、地域社会の中で自立した質の高い生活を送り、誰でも、学び、働くことのできるようなまちをつくりまします。

2 施策体系



3 障がい者施策の展開

基本方針 Ⅰ 地域共生社会の推進

(1) 啓発と交流の促進

障がいのある人も障がいのない人もだれもが互いに尊重しあい、共に生活できる地域共生社会の構築を進めるため、きめ細やかな啓発・広報や学校・社会教育の場における地域共生社会に向けた教育、障がいのある人と障がいのない人が日常的に交流する機会の創出などを通じて、障がいや障がいのある人に対する地域の人々の正しい理解と認識を深めていきます。

また、差別の解消に向けての権利擁護、成年後見制度の利用促進に向けて啓発を展開していきます。

①障がいや障がいのある人への理解の促進

施策名	施策の内容	所管課
人権尊重のまちづくりの総合的推進	・阿南市人権尊重のまちづくり条例に基づき、人権教育・啓発の推進を総合的かつ効果的に実施していきます。	人権・男女参画課
市民全体の人権意識の高揚	・学習の機会として「市民講座」や「同和問題講演会」を開催するとともに、人権尊重のまちづくり実践者を育成するための「研究講座」、市民参画による「阿南市人権フェスティバル」を開催します。 ・「広報あなん」及び市ホームページに人権啓発に関する記事を掲載し、情報を発信するとともに、「人権教育・啓発コーナーひまわり」の充実に努めます。また、人権啓発標語・ポスター及び人権作文の募集を行い、作品の有効活用等により、市民一人ひとりへの人権意識の高揚を図ります。	人権・男女参画課
人権教育・啓発推進拠点の整備	・人権教育・啓発の中心的役割を果たす拠点として公民館や隣保館など身近な既存施設を活用し、市民が気軽に利用できる場所での学習機会の提供に取り組んでいきます。	人権・男女参画課

施策名	施策の内容	所管課
団体・市民各層等との協働による啓発	・ボランティア活動や企業の社会貢献活動への支援、NPO(非営利団体)との協働などにより、幅広い市民各層に対して障がいや障がいのある人への正しい理解を促進するため、働きかけを行います。	福祉課
当事者参加による啓発	・当事者の参加による啓発活動を積極的に進めるとともに、「障がいのある人と市民のつどい」などの交流の機会や協働活動の機会を図ります。	福祉課
障がいのある人を受け入れる環境づくりの推進	・「広報あなん」や市ホームページを始め、多様なメディアの効果的活用やさまざまな機会を通じて、障がいや障がいのある人に対する市民の理解を促進します。 ・耳マークや補助犬シールの普及・啓発を図るなど、地域における障がいのある人の受け入れ環境を整えます。	福祉課
職員等の理解促進	・市の職員等における障がいや障がいのある人への正しい理解の促進を図るため、適切な接遇等をまとめた手引書等の作成や、障がいのある人をテーマとした研修の拡充など、啓発を推進します。	人事課

②福祉教育の推進

施策名	施策の内容	所管課
学校における福祉教育の推進	・車イス、アイマスク等を用いた疑似体験、障がい当事者の体験談を聞く会、交流教育など、「総合的な学習の時間」等を活用した学校における福祉教育の推進を図ります	学校教育課
市民を対象とした福祉教育等の推進	・公民館等における障がいを始めとする福祉に関する各種講座の推進を図ります。	生涯学習課
阿南市社会福祉協議会における福祉教育の推進	・学校における福祉教育の取組を支援していきます。 ・夏休みを利用してボランティア活動を体験し、障がい者施設などの障がいのある人との交流を深めることを目的としたサマーボランティアスクールを実施します。 ・一般市民を対象とした福祉教育については、学習機会として地域で開催する福祉懇談会の充実のほか、地域における福祉活動と連携した実践的な福祉学習講座の推進を図ります。	福祉課

③地域福祉の推進

施策名	施策の内容	所管課
市民意識の醸成	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア活動やNPO（非営利団体）に関する窓口を整備するなど、市民活動等における相談や情報提供の体制を充実していきます。 ・市民活動等に対する社会の理解と協力を深めるため、広報・啓発活動の推進や講座・教室等の開催、団体・個人の顕彰などに努めます。 	福祉課
地域福祉活動の総合的推進	<ul style="list-style-type: none"> ・「広報あなん」や市ホームページ等の活用による福祉意識の醸成に向けた啓発活動を強化していきます。 ・阿南市社会福祉協議会、市教育委員会を始めとする幅広い関係機関の連携による学習会や講演会など、実践的な活動を推進します。 	福祉課
地域福祉団体の強化と活動の拠点づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・中核となる阿南市社会福祉協議会等の福祉団体の体制を強化・充実するための支援を拡充するとともに、活動の拠点づくりを進めます。 ・阿南市社会福祉協議会は、地域福祉の推進に向けた「地域福祉活動計画」の策定と実践に取り組むとともに、市の保健福祉事業等との連携強化を図ります。 	福祉課
地域福祉を推進する基盤となる関係団体・組織等のネットワークづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員・児童委員等への情報提供、研修、情報交換等の充実による活動の支援を強化します。 ・阿南市社会福祉協議会、市教育委員会を始めとする各関係機関に関連のある団体・組織のネットワークづくりに向けた協議を実施します。 	福祉課
市民活動の場の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアやNPO（非営利団体）の活動・交流の拠点となる場の確保に努めます。 ・幅広い分野の活動のネットワークづくりや広域的な活動を総合的に支援するセンター機能の整備を進めます。 	福祉課
地域づくりに対する助成	<ul style="list-style-type: none"> ・地域づくり活動に対する各種補助事業の充実及び既存の国・県の補助事業の活用等により、地域に根ざした特色ある活動や地域住民自らの手による地域計画の策定・実施等に対する支援を推進し、新時代のコミュニティ形成を進めます。 	福祉課

④権利の擁護

施策名	施策の内容	所管課
成年後見制度の周知・活用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・市長が後見等の審判の請求を行う場合の費用等を助成する事業として、成年後見制度利用支援事業（地域生活支援事業）を実施します。 ・「広報あなん」等を通じた制度の周知とともに、相談窓口を通じて、福祉サービスの利用支援と併せた事業の活用を促進します。 	福祉課
地域福祉権利擁護事業の周知・活用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・「社協だより」等を通じた事業の周知とともに、相談窓口を通じて、福祉サービスの利用支援と併せた事業の活用を促進します。 	福祉課
障がいのある人からの要望等への対応及び苦情解決の仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人から寄せられる福祉に関する要望等について、要望の実現や問題解決に努めるとともに、福祉サービス利用に伴う苦情を解決するための仕組みを検討します。 	福祉課
阿南市障がい者虐待防止センターの設置	<ul style="list-style-type: none"> ・阿南市障がい者虐待防止センターを設置し、障がいのある人及びその養護者に対する相談、指導及び助言、通報・届出の受理、障がいのある人の安全確認、通報等に係わる事実確認並びに事実確認に基づく適切な措置に取り組みます。また、障がい者虐待防止のための啓発並びに虐待の早期発見のための関係機関との連携に努めます。 	福祉課

(2) 社会参加の促進

地域社会における多様な場に主体的に参加したり、自ら望む場所へ移動し、自由に活動を行うことは、地域で暮らす障がいのある人にとって大きな願いであり、これを実現するための仕組みづくりが強く求められています。

このため、意思疎通支援や外出支援などを通じて、就労、就学、生涯学習・スポーツ活動、まちづくり活動など、地域で行われる幅広い活動に参加するための環境整備を進めます。

また、障がいのある人の文化芸術等の活動を支えるため、指導者の育成や活動の場の提供に努めていきます。

①生涯学習・文化活動・スポーツ活動の推進

施策名	施策の内容	所管課
生涯学習・文化活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> 講演会等の開催にあたっては、手話通訳者の確保や車いすに配慮した会場づくりを行い、障がいのある人の参加に配慮した場の提供に努めます。また、生涯学習の推進と地域交流の場の創出として、今後もよりよい生涯学習推進大会の運営を継続し、公民館においては、どなたでも参加可能な各種講座やイベントの提供に努めます。 障がいのある人の文化芸術活動の成果を発表する場として、文化祭やふれあいのまちづくりフェア等における創作した工芸作品等の展示を継続します。 	生涯学習課 福祉課
障がいのある人等に配慮した図書館サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある人の図書館利用を促進するため、図書資料の充実を図ります。 阿南支援学校へ移動図書館車「ひまわり号」の巡回貸出を実施するとともに、障がい者・児施設への団体貸出を積極的に推進します。 障がい者郵送貸出サービスによる図書の貸出を実施します。 	図書館
スポーツ・レクリエーションの振興	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者団体や福祉施設等との連携により開催する運動会やスポーツ大会の充実を図るとともに、障がいのある人のスポーツを奨励するため、国際的及び全国的な障がい者スポーツ大会の活躍者の顕彰等についても検討していきます。 市スポーツ施設の活用による障がいのある人のスポーツ・レクリエーション活動を促進するため、各種事業プログラムの充実に努めます。 関係機関等との連携のもと、スポーツやレクリエーションの指導員を養成するとともに、障がいのある人自らが指導員として参画できるよう養成し、活動機会の促進を図ります。 	福祉課

②障がい者団体による活動の活性化

施策名	施策の内容	所管課
障がい者団体に関する情報提供	・市民や障がいのある人に向けて、「広報あなん」や市ホームページ、手帳交付時の窓口等で各団体を紹介するなど、障がいのある人同士の交流や相互支援体制づくりを支援していきます。	福祉課
自主活動の促進	・活動への助成を継続し、障がい者団体における自主活動を促進していきます。 ・関係機関等における連携のもと、各障がい者団体間の連携をより強化し、活動の活性化を支援します。	福祉課

基本方針 2 地域生活環境の充実

(1) 保健・医療の充実

すべての人にとって、安心して自立した生活を送るためには健康の維持は欠かせません。とりわけ障がいのある人が日常的な活動を促進し、地域で暮らし、社会参加を容易にするためには、適切な保健や医療を地域で受けることができるよう支援することは重要です。

生涯にわたる疾病予防と健康づくりのために、健康相談や健康教室などの保健教育・指導体制の充実を図り、障がいのある人の高齢化が進む中で、個々のライフステージに応じた健康づくりの推進に努めます。

また、疾病等の早期発見及び早期治療・早期療養を行えるような体制整備は、障がいの予防という面からも重要であり、保健・医療の関係機関との連携強化に努め、積極的な支援と利用しやすいサービス内容の充実を図ります。

①障がいのある人や家族の健康づくりの推進

施策名	施策の内容	所管課
健康づくりの意識の高揚と実践活動の促進	・健康づくりに関する広報活動や教室・講座、イベントの開催等を通じ、市民の健康づくり意識の高揚を図るとともに、食生活改善推進協議会等による各地区やコミュニティにおける保健活動を促進し、地域ぐるみの自主的・主体的な健康づくりを促します。	保健センター
健康相談・各種健康教室の促進	・健康保持・増進のための支援を図るため、個別相談、講演会など、健康相談・各種健康教室の充実に努めます。	保健センター
地域をあげた健康な子どもづくりの推進	・心身ともに健康な子どもの育成に向け、学校・幼稚園・保育所と家庭、地域、職場等が一体となって取組を進めるため、横断的な協議組織の設置を通じて、連絡・調整に努めます。	こども課
高齢化等に対応した健康づくりの推進	・障がいのある人の高齢化等に対処するため、医療機関との連携のもと健康管理や食事の指導の充実に努めるとともに、健康診断の充実と健診結果を日常の健康づくりに活かせる体制づくりを進めます。 ・常時、車いすを使用している身体障がい者に対して、じょくそう、膀胱機能障がい等の発生を予防するために、医療機関との連携による身体障がい者に配慮した健康診査の実施を検討していきます。	保健センター 福祉課

施策名	施策の内容	所管課
レスパイトケア事業の推進	・障がいのある人の家庭の精神的・肉体的な負担を軽減するため、市からの委託によりレスパイトケア事業を実施する阿南市社会福祉協議会への事業費補助を継続実施します。	福祉課
障がいのある子どもへの支援の充実	・一時的に介護を必要とする場合に対応した心身障がい児在宅介護等支援の充実を始め、障がいのある子ども及びその家族を対象とした各種サービスの充実に努めるとともに、障がい児保育・特別支援教育の充実に努めます。	福祉課



②障がいの予防と早期発見・早期治療の推進

施策名	施策の内容	所管課
妊娠・出産に関する相談支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・妊産婦の疾病・異常早期発見や予防、安全な分娩と健康な子どもの出産のため、妊婦健康診査の充実に努めます。 ・妊産婦・新生児のいる家庭を保健師、助産師等が訪問し、妊娠・出産や子育てに関する相談や指導・助言を行います。 ・妊娠・出産や子育てに対する悩み・不安について、保健師等が相談に対応します。 	保健センター
乳幼児健診の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児健診の充実に図るとともに、健診における精密検査受診票の交付による専門機関への早期受診を促進し、障がいの原因となる疾病や事故の予防及び早期発見・治療を推進します。 ・保護者の育児支援に視点を置いた健診となるよう、専門職の配置による育児不安の軽減や育児放棄の予防等に努めていきます。 	保健センター
育児相談の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・健康診査の結果、発育や発達に支援を必要とする乳幼児と保護者に対して、専門医等との連携による育児相談（保健・栄養・児童発達心理等）を実施していきます。 	保健センター
生活習慣病予防の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障がい発生の原因の一つである生活習慣病等の疾病の早期発見、慢性化予防の観点から、特定健康診査や各種健診の受診を勧めるとともに、重症化予防や発生予防のため、受診者の保健指導に努めます。 	保健センター
精神保健事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・精神保健の知識の普及を図り、教育・相談など精神的健康の保持増進、精神障がいの予防、医療との連携、社会復帰の促進、自立と社会経済活動への参加促進のための援助に努めます。 	保健センター
事故防止の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・「広報あなん」や市ホームページ等において、あらゆる事故防止対策に関する情報を提供していきます。 ・交通事故や労働災害等の不慮の事故による身体障がい者等の増加を防ぐため、交通安全運動の展開や労働安全の促進など、関係機関と協力し啓発活動を推進します。 	市民活動支援室

③医療サービス及び地域ケア体制の充実

施策名	施策の内容	所管課
地域医療供給体制の充実	・加茂谷診療所、伊島診療所、椿診療所の適正な事業運営の確保を図ります。	保険年金課
救急医療体制の充実	・救急患者に対応するため、徳島県南部保健医療圏の救急病院との連携を図り、救急医療体制の充実や応急措置に対応できる搬送体制の充実に努めるほか、夜間、休日の医療体制の充実に努めます。	保健センター
障がいに配慮した医療体制の充実	・いつでも必要かつ適切な医療が安心して受けられるよう、医療従事者の障がいに対する理解促進、受診環境の充実に努めます。	福祉課
中途障がいや難病患者への支援	・自主、自助グループの活動を育成・支援するなかで、中途障がいのある人の地域社会への復帰を促進します。	福祉課

(2) 生活環境の充実

障がいのある人のみならず、すべての人にとってより安全・快適な生活ができるように、暮らしやすい住宅の確保や生活空間のバリアフリー化、防犯・交通安全対策を進め、また、自立した生活を希望する障がいのある人が快適に暮らせるよう、住宅や公共公益施設、道路、交通機関などの環境整備を進めます。

防災に関しては、災害発生時に障がいのある人が速やかに避難し、被災後も安全に生活できるよう、地域の諸団体や関係機関と連携のもと、体制の充実を図っていくとともに、障がいに応じた防災教育・防災訓練の充実に努めます。

①バリアフリー、ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

施策名	施策の内容	所管課
広報・啓発活動の推進	・バリアフリー、ユニバーサルデザインへの理解促進のための広報・啓発活動を推進します。	福祉課
公共的施設等におけるバリアフリー化の促進	・企業や商店街等の協力を得ながら、路上や看板や放置自転車などの障害物の除去、障がい者専用駐車スペースの確保等を要請するなど、民間施設におけるバリアフリー化を促進します。	企業振興課
公共施設におけるバリアフリー、ユニバーサルデザイン導入の推進	・既存の公共施設におけるバリアフリー化を計画的に実施していきます。 ・障がいのある人の利用に配慮し、公共施設内の案内表示を可能なものから整備します。	図書館 福祉課 スポーツ振興課
交通安全施設等の整備	・道路拡幅による危険個所の解消やユニバーサルデザインに基づく歩道の設置を進めるとともに、カーブミラー、ガードレール、視覚障がい者誘導ブロック等の交通安全施設の整備を進めます。 ・交差点の改良や視覚障がい者用の付加装置付信号機の適正な設置に努めます。	土木課

②障がいのある人に配慮した住まいの確保

施策名	施策の内容	所管課
グループホーム等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・自立した生活を希望する人、入所施設や病院から地域生活へ移行する人に対応するため、社会福祉法人やNPO（非営利団体）等と連携し、市内にグループホーム等の整備を進めます。また、施設整備にあたっては、周辺住民等の理解を促進するために必要と判断される場合、市において住民説明会等を開催します。 ・グループホームにおける支援の質を確保し、運営をバックアップするための体制やシステムを構築していきます。 	福祉課
障がいのある人の住まいの確保	<ul style="list-style-type: none"> ・賃貸契約による一般住宅への入居を希望する障がいのある人で、保証人がいない等の理由により入居が困難な場合は、関係機関と連携し住まいの確保に努めます。 	福祉課
住宅改造助成事業等の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・重度身体障害者住宅改造費助成制度の利用促進に努めます。 	福祉課
市営住宅の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・老朽化した市営住宅の建て替え、改善を年次計画に基づき計画的に推進し、居住水準の向上を図ります。 ・高齢者や障がいのある人等を対象とした市営住宅における優先入居制度を継続実施します。 	住宅課

③防災対策の推進

施策名	施策の内容	所管課
防災意識の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・「広報あなん」等による自主防災の重要性を広く周知し、自主防災組織における活動の活性化を図ります。 ・消防法に基づく火災報知器の設置を促進します。 	危機管理課
多様な情報伝達方法の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・災害情報等を市民へより確実に周知できるよう、防災行政無線の維持管理に努め、防災行政無線によるケーブルテレビや防災情報のメール配信機能の活用を図ります。 ・ファクシミリや携帯電話等の活用、ボランティアと連携した情報連絡体制など、障がいのある人に配慮した防災情報の伝達手段を確保し、また幅広く周知を行っていきます。 	危機管理課
避難場所及び避難経路の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・災害の発生時またはその発生が予想される場合の避難の際に、より円滑に安全に避難できるよう、避難場所及び避難経路の確保・周知徹底及び避難建物として指定されている公共施設の耐震化を図ります。 ・個人情報の保護に留意しながら、災害時に自力で避難できない避難行動要支援者の把握を行うとともに、福祉施設との連携・協力による緊急一時避難体制を確保します。 ・障がいのある人に配慮した避難所の整備、避難所運営訓練の実施、備蓄品の充実など、被災後の生活支援体制の充実に努めます。また、一般的な避難所では、生活に支障を来たす障がいのある人を受け入れる福祉避難所の確保に努めます。 	危機管理課
地域における避難行動要支援者の避難救助体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・県警察、消防団、自主防災組織、民生委員・児童委員、福祉関係者、地域住民等の協力による災害発生時の障がいのある人など避難行動要支援者に対する迅速な情報伝達、適切な避難・救助等の方法など、避難支援等の体制づくりを推進します。 ・個人情報の保護に配慮しながら、避難行動要支援者情報の共有化について取り組みます。 	危機管理課
防災教育、防災訓練の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人の個々の条件に応じた防災教育やボランティアとの連携による防災訓練の充実に努めます。 ・自主防災組織が実施する避難訓練に手話通訳者を派遣するなど障がいのある人が参加しやすい条件を整備していきます。 ・障がいのある人が利用する施設等については、防災訓練等を活かした行動マニュアルを整備するとともに、地域の協力による支援体制の確保に努めます。 	危機管理課

④交通安全や防犯対策の推進

施策名	施策の内容	所管課
地域における防犯活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民・学校・警察等と連携した防犯パトロール活動を推進しています。 ・隣近所の見守りや地域における福祉活動を推進し、地域における防犯活動の充実を図ります。 ・防犯灯の設置・管理などにより犯罪が発生しにくい地域環境を促進します。 	市民活動支援室
消費者被害防止の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・県等関係機関との連携を強化し、「広報あなん」や市ホームページ、パンフレット等を活用した消費生活に関する情報提供、消費者自らが被害を防止するための教育や啓発を行います。 ・被害を未然に防止するとともに、トラブルに対して適切に対応するため、相談員の充実や窓口環境の整備など相談体制の充実に努めます。 ・消費者団体や指導者の育成を図り、その自主的な活動を促進し、自立する消費者づくりに努めます。 	市民生活課
交通安全体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・市全体の交通安全対策を計画的に進めるため、交通安全計画を毎年見直していくとともに、交通事故の被害者を救済するため、交通遺児援護制度の充実を図ります。 	市民活動支援室
交通安全意識の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・「広報あなん」や市ホームページ、ケーブルテレビ、パトロールカー等の活用による交通安全を広く市民に啓発するとともに、交通安全運動・行事を実施していきます。 ・交通指導員の配置による通学時の安全を確保します。 ・阿南市交通安全教育推進協議会、警察署、障がい者団体等との連携による障がいのある人を対象とした交通安全教室の充実に努めます。 	市民活動支援室

基本方針 3 障がいのある人の自立支援

(1) 生活支援対策の充実

障がいのある人が、住みなれた地域で安心して、またいきいきと自立した生活を送れるようにするためには、障がいのある人自らが生き方を選び、実践できるよう地域をあげて支援していくことが求められます。また、地域において障がいのある人を介助・支援している人の負担を軽減するための支援を図ることも重要な課題です。

このため、障がいのある人の心身の状況やニーズを的確に把握し、生涯を通じて一貫したきめ細かな支援ができるよう、保健・医療・福祉その他関係分野の総合的な連携のもとに、福祉サービスの情報提供と情報のバリアフリーを進め、適切な福祉サービスの提供体制の充実に努めます。

障がいのある人の自立支援を進めるため、その担い手となる福祉人材の確保・育成を支援し、地域生活支援の充実化を図ります。

①情報提供の充実

施策名	施策の内容	所管課
情報ニーズの把握と情報提供方法の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人や家族が必要としている情報を的確に把握するため、障がい者団体や家族会等との連絡を密にし支援に努めます。 ・市から提供する情報を障がいのある人や家族に的確に伝えることをめざして、情報伝達の方法について検討していきます。 ・ケーブルテレビや電子メールの活用など、多様な方法による情報提供の充実に努めます。 	福祉課
「広報あなん」による情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービスや制度等に関する情報について、掲載内容の充実を図ります。 ・ボランティア等の協力を得ながら「広報あなん」の音声化を継続実施します。また、ボランティア等が活動しやすい環境の整備に努めます。 	福祉課 秘書広報課
市ホームページによる情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービスやイベント開催の情報、幅広い視点からの掲載内容の充実を図ります。 ・障がいのある人が利用しやすいホームページとなるよう改善に努めます。 	福祉課 IT推進課
各種リーフレット等の配布	<ul style="list-style-type: none"> ・市及び阿南市社会福祉協議会における各種リーフレット等の配布を継続実施します。 	福祉課

施策名	施策の内容	所管課
福祉マップの作成	・多目的トイレや障がい者専用駐車スペースの有無など、障がいのある人等が安心して外出できる情報を掲載した福祉マップについて、障がい者団体やボランティア団体と連携し作成に取り組みます。	福祉課
阿南市社会福祉協議会における情報提供の充実	・ホームページや「社協だより」など、阿南市社会福祉協議会が行う情報提供の充実を図ります。	福祉課

②情報のバリアフリーの推進

施策名	施策の内容	所管課
わかりやすい市政情報の発信	・市民の視点に立った広報活動を行うため、印刷・映像・インターネットなどの各媒体の活用にあたって、ユニバーサルデザインに配慮したわかりやすい市政情報の発信に努めます。 ・今後、情報通信技術の進展や市民の利便性向上のために、行政サービスのデジタル化がより一層進むものと考えられますが、その際には視覚や聴覚に障がい等がある人にとって情報障害が起こらないよう、さらには今ある情報のバリアが除去されるような情報環境を作るため、ユニバーサルデザインの視点で整備するよう努めます。	IT 推進課
誰もが利用しやすいIT（情報通信技術）の普及推進	・市民の誰もが容易に活用できる市や関係機関等が作成するホームページなどについて、文字の拡大や音声読み上げソフトへの対応など、ユニバーサルデザインに配慮したホームページ等の普及を促進します。	IT 推進課
情報リテラシー向上への支援	・障がいのある人の情報リテラシー（読み書き能力、コンピューターについての知識および利用能力）向上のため、研修・講習会の開催、障がいのある人の情報通信技術の利用を支援する支援技術者の養成・育成を推進する施策を検討していきます。	福祉課

③相談支援体制の充実

施策名	施策の内容	所管課
相談支援事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいの種別にかかわらず、障がいのある人やその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供等を行うために、市担当課や保健センターにおける相談体制を充実するとともに、障がいのある人等が地域で身近なところで相談や支援が受けられるよう、相談支援事業の量的・質的充実を図ります。 ・「広報あなん」や各関係機関等を通じて、相談窓口の周知に努めます。 	福祉課
各種相談員活動への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障がい者相談員や、知的障がい者相談員の活動をより充実していくため、研修や情報提供等の充実を図り、その活動を支援していきます。 	福祉課
地域自立支援協議会の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人本人の視点に基づく相談支援事業（地域生活支援事業）の運営評価や地域生活に資する支援人材の育成、また不足している社会資源の開発や障がい福祉施策への反映等を主な目的として設置している、本市における社会資源のネットワークの核となる地域自立支援協議会の充実を図ります。 	福祉課
多様な相談体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人自身が相談に応じる相談活動（ピアカウンセリング）、障がいのある人や家族等の自助グループ、ボランティア団体等の諸活動などに対する育成や支援を実施し、より相談しやすい環境づくりを進めます。 	福祉課

④サービスの質の向上

施策名	施策の内容	所管課
相談（福祉サービスに関する苦情や意見等）体制の充実	・市の窓口における相談体制の強化とともに、阿南市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、サービス提供事業者、県などの関係機関との連携を強化していきます。	福祉課
県の第三者評価制度の受審促進	・県が実施する福祉サービス第三者評価制度の受審をサービス提供事業者に進め、本市における障がい福祉サービスの質の確保と向上を図ります。	福祉課
市にける第三者評価の体制づくり	・障害者総合支援法に基づき設置する「地域自立支援協議会」の体制・機能等と併せて、市における第三者評価の体制づくりを検討していきます。	福祉課
相談支援や福祉サービスの従事者における資質の向上	・相談支援やサービスに関わる従事者の資質の向上を図るため、各種研修の充実や積極的な参加を促していきます。	福祉課

⑤福祉人材の育成・確保

施策名	施策の内容	所管課
専門職の適正配置	・障がいのある人を対象としたケアマネジメントの充実を図るため、相談窓口における専門職の配置とともに、精神保健福祉士、社会福祉士、介護福祉士、作業療法士等の適正配置に努めます。	福祉課
ボランティア活動に対する市民の意識の醸成と参加の促進	・阿南市社会福祉協議会の「社協だより」等によりボランティア活動の内容や参加方法に関する情報の提供の充実を図ります。 ・「広報あなん」や市ホームページなど、多様な媒体による広報活動を実施します。	福祉課
企業等の社会貢献活動の促進	・就業者におけるボランティア休暇やリフレッシュ休暇等の取得促進に向けた広報・啓発活動を実施します。	福祉課

⑥意思疎通支援の充実

施策名	施策の内容	所管課
手話通訳者や要約筆記者等派遣の実施	・各種イベントや会議などでの手話通訳・朗読・要約筆記などにあたり地域生活支援事業に基づく手話通訳者・要約筆記者等の派遣を行います。	福祉課
相談窓口における手話通訳者の設置	・相談窓口到手話通訳者を設置し、聴覚・言語等に障がいのある人の相談支援を図ります。	福祉課
支援する人材の養成の推進	・関係機関との連携のもと、手話などの講習会を充実し、意思疎通支援に必要な人材の養成を支援します。	福祉課
市民への理解の促進	・窓口対応での手話への理解や聴覚に障がいがあることを伝える「耳マーク」の普及など、市民に対して意思疎通支援への理解を促進していきます。	福祉課
新たなコミュニケーション支援の検討	・知的障がいのある人など、自分の意思を伝えることが困難な人が、個々の特性に応じたさまざまな方法で行う意思疎通表示を的確に受け取り対応できるよう、支援のあり方について他機関と連携し検討します。	福祉課

⑦移動支援の充実

施策名	施策の内容	所管課
地域生活支援事業の推進	・個人やグループを対象とする外出のために個別的な支援やリフト付きワゴン車による「移動支援事業」を実施します。 ・重度身体障がい者等における自動車運転免許取得や車両改造費の一部を助成する「自動車運転免許取得・改造助成事業」を実施します。	福祉課
公共交通機関の充実・確保	・乗客の利便を向上し、また乗客の増加を図るため、広域的な連携をとり JR 牟岐線の運行内容の充実を促進します。 ・バス事業者に対して、利用者の需要に応じた運行体制の改善を要請するとともに、路線維持のための支援を行います。また、高速バス運行体制の一層の充実を促進します。 ・離島航路の確保に向けた支援を引き続き推進します。	ふるさと未来課 市民活動支援室
公共交通機関を利用しやすい環境づくりの推進	・鉄道駅舎のバリアフリー化やバス停留所の改良、低床バスの導入促進など、関係機関との連携による公共交通機関を利用しやすい環境づくりを推進します。 ・高齢者等を対象とした「高齢者福祉特定回数乗車（船）券交付事業」を継続実施します。	ふるさと未来課 介護・ながいき課

(2) 療育・教育の充実

障がいのある子も障がいのない子も、一人ひとりの個性が尊重され、地域でともに学び、育つことは、子どもたちが住みなれたまちで豊かな生活を送るために重要な要素となるものです。

このため、地域の学校・幼稚園・保育所(園)と特別支援学校、療育関係機関等の緊密な連携のもとに、障がいの状況や特性等に応じて、一人ひとりの個性や可能性を伸ばす保育・療育・教育の推進を図ります。また、社会の一員として主体的に生活を営む力を育成するため、基本的な生活習慣の確立に努めるとともに、適切な進路相談・指導の実施に努めます。

①療育・障がい児教育の充実

施策名	施策の内容	所管課
療育相談体制の充実	・発達に課題のある乳幼児や障がいのある子どもを持つ保護者の養育不安解消のため、情報提供、相談等を行う療育相談の充実を図ります。	保健センター
障がい児教育の充実	・特別支援学級と通常学級との交流、地域との交流を行い、相互理解を深める交流学习を推進します。 ・教育環境のユニバーサルデザイン化、洋式トイレ、スロープの設置など、障がいのある子どもの学校生活を支援する学校環境の整備に努めます。 ・障がいのある子どもへの理解や指導のための専門研修を行うなど、教職員の指導力向上のため、教職員研修の充実を図ります。	学校教育課 教育総務課
教育支援の実施	・特別な支援を必要とする幼児児童生徒の就学先について教育調査を実施します。また、調査員の研修を継続して行い、今後は心理職等の専門家と連携を強化して教育調査を行っていきます。	教育研究所

②発達障がい児への支援体制の確保

施策名	施策の内容	所管課
母子保健事業等における相談支援活動の推進	・母子保健事業や各種子育て相談、教育相談等を通じて、学習障がい（LD）や注意欠如/多動性障がい（AD/HD）などの発達障がいのある子どもに関する相談支援活動を推進するとともに、保護者の育児不安の減少を図ります。	保健センター
校内支援体制の整備	・校内委員会の設置、教職員の障がい理解の推進と専門性の向上、保護者や専門機関等との連携推進など、相談対応ができる体制づくりに努めます。	学校教育課
個別の教育支援計画の作成	・特別な支援を必要とする児童生徒について、個別の教育支援計画を作成、長期的視点による一人ひとりに応じた支援に努めます。	教育研究所 学校教育課



(3) 雇用・就労の支援

障がいのある人が地域でいきいきと働くことは、労働による経済的な自立を図るとともに、就労を通じた自己実現を可能にします。障がいのある人が社会から孤立することを回避し、社会のなかでの役割や生きがいを見出すうえで重要な意義を持っています。

関係機関と連携し、障がいのある人の地域移行に努め、各種制度の活用を通じて民間事業所での雇用を積極的に促進し、障がいのある人の就労機会の拡大を図るとともに、就労後の職場定着を支援します。また、一般企業などへの就職が困難な人を対象とする働く場、活動の場の充実など、関係機関とともに多様な形態の就労の場の確保に努めます。

①一般企業・事務所への雇用の拡大と支援

施策名	施策の内容	所管課
障がいのある人の雇用に関する啓発活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・さまざまな媒体を通じて、障がいのある人の雇用率や各種制度の周知・普及を図るとともに、障がいや障がいのある人に対する正しい理解など、啓発活動の充実に努めます。 ・公共職業安定所（ハローワーク）において、障がいのある人の雇用管理や職業環境整備、特例子会社設立等に関する相談を実施していることなどについても、企業・事務所への周知に努めます。 	商工観光労政課
職業相談・紹介窓口等の周知・利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・公共職業安定所（ハローワーク）や徳島障害者職業センターなど、職業相談、紹介窓口等の利用促進を図るために、周知に努めます。 	商工観光労政課
求職活動支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい福祉サービスにおける「就労移行支援」を実施するサービス提供事業者と公共職業安定所（ハローワーク）等の関係機関が連携し、職業指導や職業紹介、求人開拓を進めるとともに、雇用のきっかけづくりのために、トライアル雇用の活用を促進します。 	商工観光労政課
職場適応支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・徳島障害者職業センターなどの関係機関との連携のもとで、ジョブコーチによる就業面の支援とともに、生活面の支援を実施し、就職後の職場への定着を促進します。 	商工観光労政課
市における障がいのある人の雇用拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいの特性に応じて職員の配置や職場環境を整備していくことで、安定的な雇用の場の提供を図り、法定雇用率の達成に繋がるよう努めます。 	人事課
障がいのある人の就労支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関や市内企業等との連携を強化し、障がいのある人の就労支援の充実に努めます。 	商工観光労政課

②福祉的就労機会の充実

施策名	施策の内容	所管課
授産活動の活性化	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者就労施設等は市の委託事業や地域の企業等から仕事を受注しており、今後も市及び企業・事業所との連携のもとで、施設への技術指導、仕事の提供、製品の委託販売など、授産活動の活性化に向けた支援を行っていきます。 	福祉課
障がい者就労施設等からの調達推進	<ul style="list-style-type: none"> 障害者優先調達推進法（平成25年4月施行）に基づき、障がい者就労事業所等の受注機会の拡大を図るため、調達方針の策定、調達方針に即した調達の実施、調達実績の公表などに取り組みます。 	福祉課
地域活動支援センターの活動支援	<ul style="list-style-type: none"> 小規模作業所から移行する地域活動支援センターの活動を支援し、一般就労が困難な人の日中における活動の場の確保に努めます。 	福祉課
就労移行への支援	<ul style="list-style-type: none"> 障害者総合支援法に基づき、就労に向けた訓練等給付（障がい福祉サービスにおける「就労移行支援」や「就労継続支援」）を実施するサービス提供事業者を確保し、一般就労に向けた訓練等の充実を図ります。 公共職業安定所（ハローワーク）、徳島障害者職業センター、障がい者就労施設等が連携し、就職ガイダンスの実施や職業実習先の開拓、専門的な職業評価を実施するなど、就労移行に向けた準備支援の充実に努めます。 知的障がいのある人の雇用促進と職場定着を高めるため、事業経営者等を職親として登録する「知的障がい者職親委託制度（地域生活支援事業）」の実施を検討していきます。 	福祉課

第4章 計画の推進

1 推進体制

本計画の推進にあたっては、社会情勢の変化、障がいのある人を取り巻く環境の変化、制度の改正等に柔軟かつ的確に対応するために、国や県との連携を強化します。

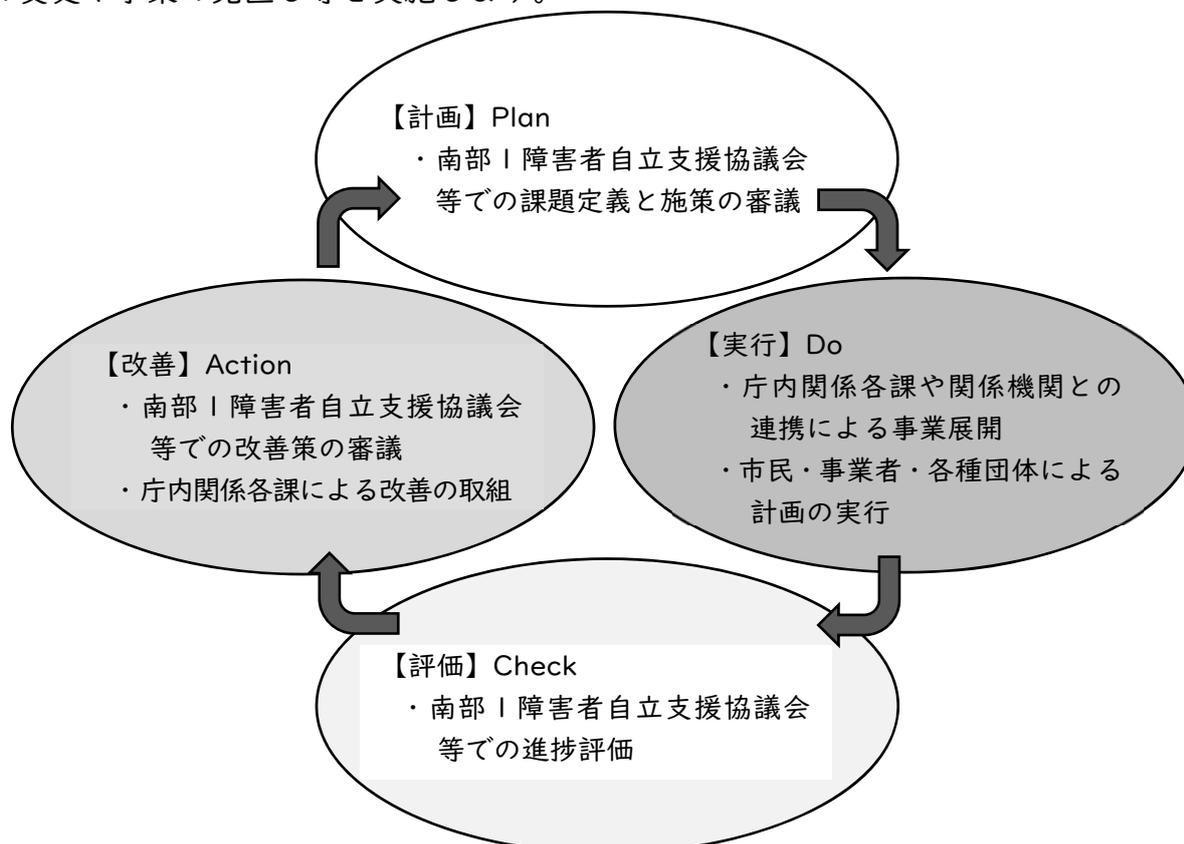
また本計画は、保健・医療・福祉・教育・人権・就労・生活環境等の関連分野を横断しており、庁内の関係各課や、保健・医療・福祉・教育・雇用・就労等の関係機関との連携強化を図ります。

障がいのある人の地域生活を支えるために、障がいのある人やその家族はもちろんのこと、社会福祉協議会、障がい福祉サービス事業所、民生委員・児童委員、ボランティア、NPO等の関係団体との一層の連携を図り、必要な人に必要な支援やサービスが行き届くよう推進体制の充実に努めます。

2 進捗状況の管理及び評価

本計画の着実かつ効果的な推進を図るために、PDCA(Plan Do Check Action)の視点にもとづく進捗管理を行います。各課の取組について、必要に応じて、市民に対するアンケート調査の実施や庁内各課への進捗状況確認を行い、計画の目標の達成状況や現状を毎年度把握します。また、数値目標を設定した事業については、数値目標による進捗評価も行います。

本計画は、6年計画の中間年及び第6期阿南市障害福祉計画・第2期阿南市障害児福祉計画の最終年度において、必要な見直しや改善、新たに取り組むべき課題の整理のために、それまでの取組状況や実績を把握し、中間評価を行い、必要があると認められたときは、計画の変更や事業の見直し等を実施します。



資料編

Ⅰ 阿南市障害者計画等策定委員会設置条例

阿南市条例48号

阿南市障害者計画等策定委員会設置条例

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項に規定する市町村障害者計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条第1項に規定する市町村障害者福祉計画及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の20第1項に規定する市町村障害児福祉計画(以下これらを「障害者計画等」という。)を策定するため、阿南市障害者計画等策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、障害者計画等に関する重要事項を調査審議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、障害福祉に識見を有する者のうちから、市長が任命し、又は委嘱する。

2 委員は、第2条の規定による障害者計画等に関する重要事項の調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(委員長)

第5条 委員会に、委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会の会議は、公開する。ただし、阿南市情報公開条例(平成12年阿南市条例第37号)第7条に規定する不開示情報が公になるおそれがある場合において、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、非公開とすることができる。

(会議の特例)

第7条 委員会の会議は、緊急の必要があり招集する時間的余暇がない場合その他やむを得ない理由のある場合は、議事の概要を記載した書面を各委員に回付し、賛否を問い、委員会の会議に代えることができる。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。

(資料の提出その他の協力)

第8条 委員会は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、市の関係機

関に対し、調査審議に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 委員会は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、福祉事務所において処理するものとする。

(委員会の運営)

第10条 この条例に定めるもののほか、議事の手続きその他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2 阿南市障害者計画等策定委員会委員名簿

(順不同 敬称略)

区 分	氏 名	所属及び役職	役職
学識経験者	中内 貴文	徳島県立阿南支援学校	校長
	兼田 康宏	翠松会 岩城クリニック	理事長
	丹生川 和彦	阿南市民生委員児童委員協議会	会長
障がい者団体	島 優子	阿南市手をつなぐ育成会	会長
	中川 紀子	太陽の会	会長
	上村 直美	阿南地区家族会	会長
	笠井 章夫	阿南市身体障害者連合会	会長
社会福祉施設	霜田 哲夫	(社福)西室苑	施設長
	三牧 スマ子	(社福)阿南淡島会	理事長
	林 正敏	(社福)悠林舎	理事長
	森口 裕司	(社福)柏涛会大地阿南	施設長
行政機関	谷口 真奈美	阿南市こども課	指導保育士
	田村 喜彦	阿南公共職業安定所	所長
各種団体	吉澤 健二	阿南市社会福祉協議会	会長
	福岡 一郎	阿南市ボランティア連絡協議会	会長

令和3年3月

発行：阿南市

編集：阿南市福祉事務所 福祉課

〒774-8501 徳島県阿南市富岡町トノ町 12 番地 3

TEL：0884-22-1592

FAX：0884-22-1813

Email：shakai-fukushi@anan.i-tokushima.jp
